



DIAM国内株式インデックスファンド ＜DC年金＞

追加型投信／国内／株式（インデックス型）

- この目論見書により行う「DIAM国内株式インデックスファンド＜DC年金＞」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2025年5月7日に関東財務局長に提出しており、2025年5月8日にその効力が生じております。
- 「DIAM国内株式インデックスファンド＜DC年金＞」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694**（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

【ホームページアドレス】 <https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
第2【管理及び運営】	34
第3【ファンドの経理状況】	40
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	90
第三部【委託会社等の情報】	92
第1【委託会社等の概況】	92
約款	139

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

D I A M国内株式インデックスファンド<DC年金>

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

お申込日の基準価額※とします。

※収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）

※収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2025年5月8日から2025年11月7日まで

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社を買付代金を支払うものとします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みの方法

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。当ファンドは、収益の分配が行われた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「累積投資（自動けいぞく投資）専用」ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で、「累積投資約款」にしたがって分配金累積投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができます。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

- ①当ファンドは、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ②当ファンドの信託金の限度額は、1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

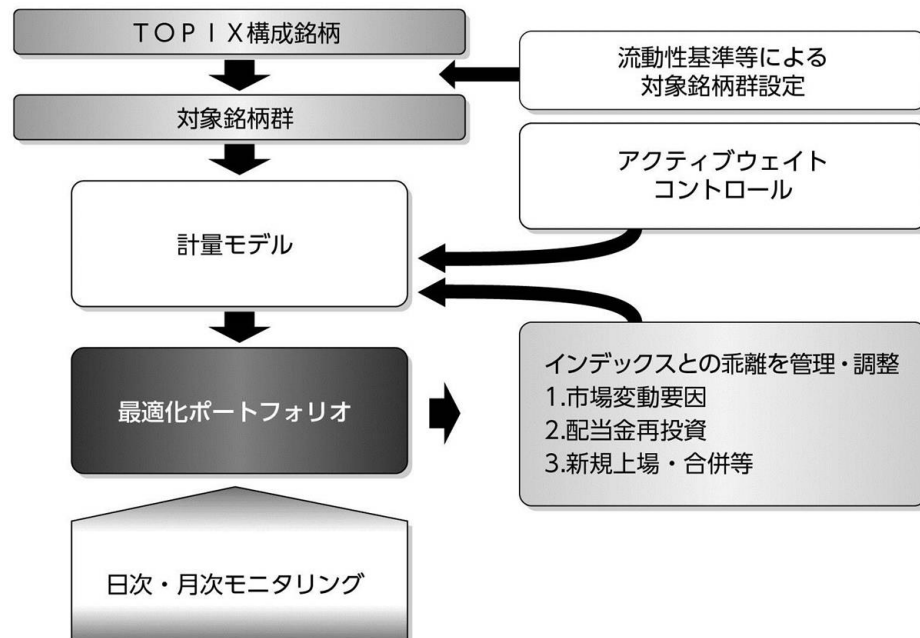
1

主に国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンドに投資を行い、「東証株価指数(TOPIX) (配当込み)」に連動する投資成果をめざして運用を行います。

指数の著作権等

- ①東証株価指数（TOPIX）の指数値および東証株価指数（TOPIX）にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数（TOPIX）にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
- ②JPXは、東証株価指数（TOPIX）の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）の指数値の算出もしくは公表の停止または東証株価指数（TOPIX）にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- ③JPXは、東証株価指数（TOPIX）の指数値および東証株価指数（TOPIX）にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証株価指数（TOPIX）の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④JPXは、東証株価指数（TOPIX）の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、東証株価指数（TOPIX）の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤本件商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥JPXは、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ⑦JPXは、当社または本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ⑧以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を負いません。

2 流動性基準等により投資対象銘柄群を設定し、インデックス「東証株価指数(TOPIX) (配当込み)」とポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。



3 株式(株価指数先物取引を含みます。)の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。株式の実質組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。

■ 分配方針

年1回の決算時(2月7日(休業日の場合は翌営業日))に、経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

○商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
	海 外	債 券	
追加型投信		不動産投信	
	内 外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国 内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株 式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル () 日本		日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファン ド	TOPIX
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	その他 ()

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

その他資産 (投資信託証券 (株式))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。 (注) 商品分類表の投資対象資産は株式に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（株式））に分類されます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。

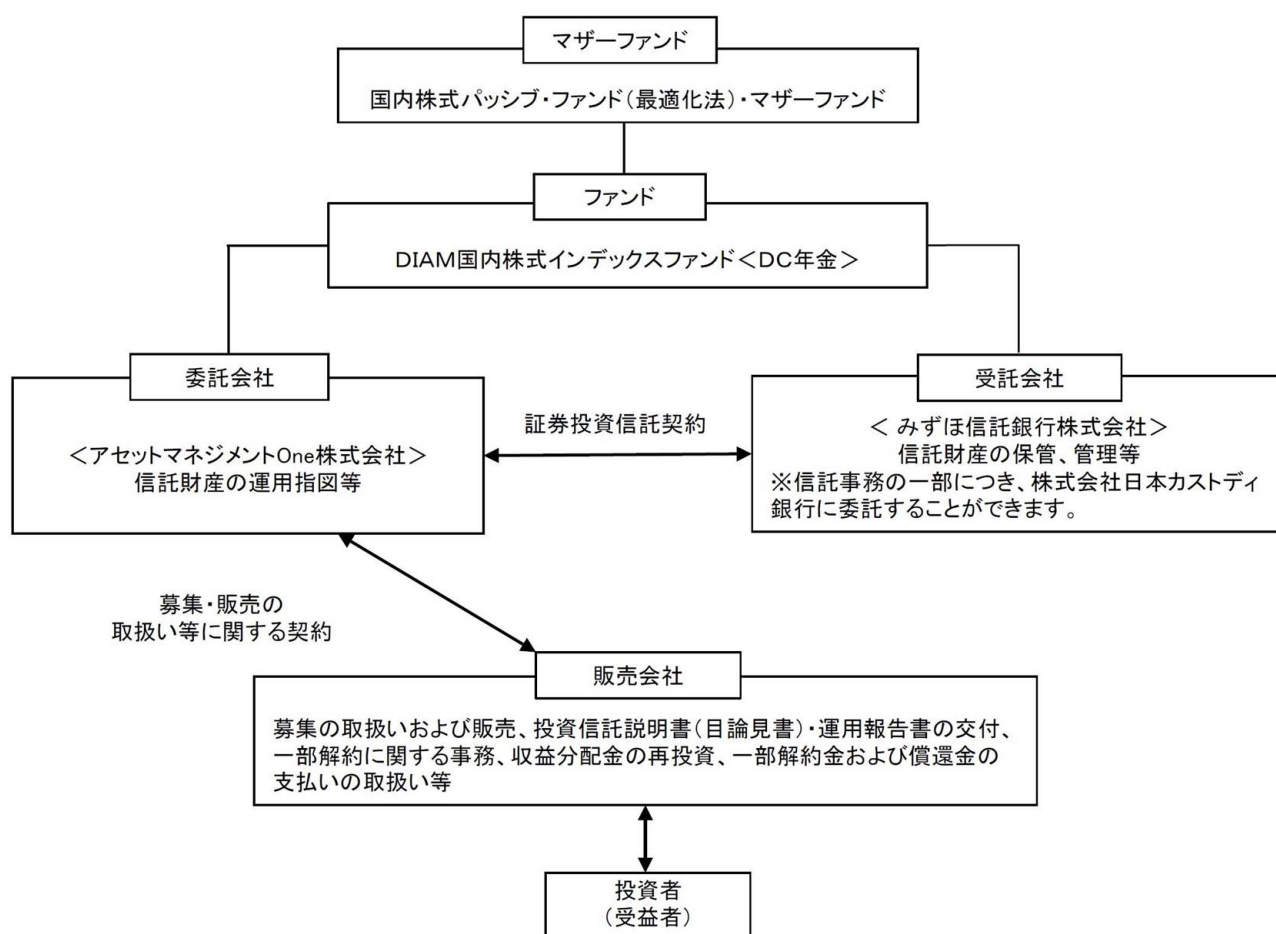
上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

(2) 【ファンドの沿革】

2002年11月15日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

2005年10月 1日 信託報酬率の変更

(3) 【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

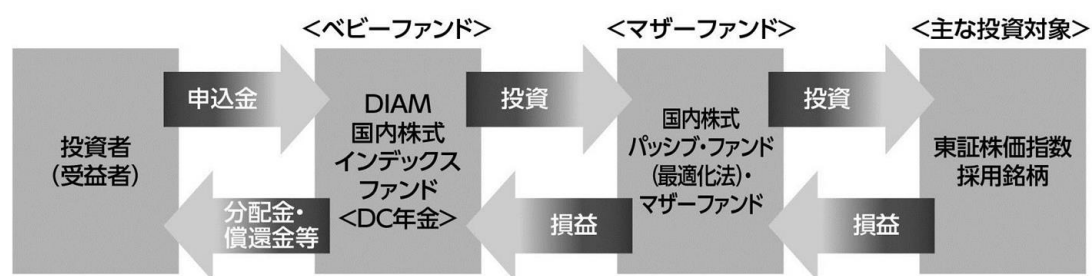
当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたもので

す。

●ファミリーファンド方式とは●

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2025年2月28日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2025年2月28日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番	28,000株※1	70.0%※2

ループ	5号		
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数に連動する投資成果を目標として運用を行います。

<投資対象>

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

<投資態度>

- 1) 主として国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- 2) 最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。
- 3) 株式（株価指数先物取引を含みます。）の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 4) 株式の実質組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。
- 5) 有価証券等の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- 6) 信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

当ファンドが対象指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項については、上記 1ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>をご参照ください。

(2) 【投資対象】

1. 投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます、以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条に定めるものに限りします。）
 - ハ．金銭債権
- ニ．約束手形
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ．為替手形

2. 有価証券の指図範囲（約款第16条第1項）

委託会社は、信託金を主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) ～10) の証券または証書の性質を有するもの
- 12) 外国貸付債権信託受益権（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 13) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
- 14) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

- 16) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 17) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1)の証券または証書、11)ならびに14)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに11)および14)の証券または証書のうち2)から6)までの性質を有するものを以下「公社債」といいます。

3. 金融商品の指図範囲 (約款第16条第2項)

委託会社は、信託金を、上記2.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

4. 上記2.の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3.の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。(約款第16条第3項)

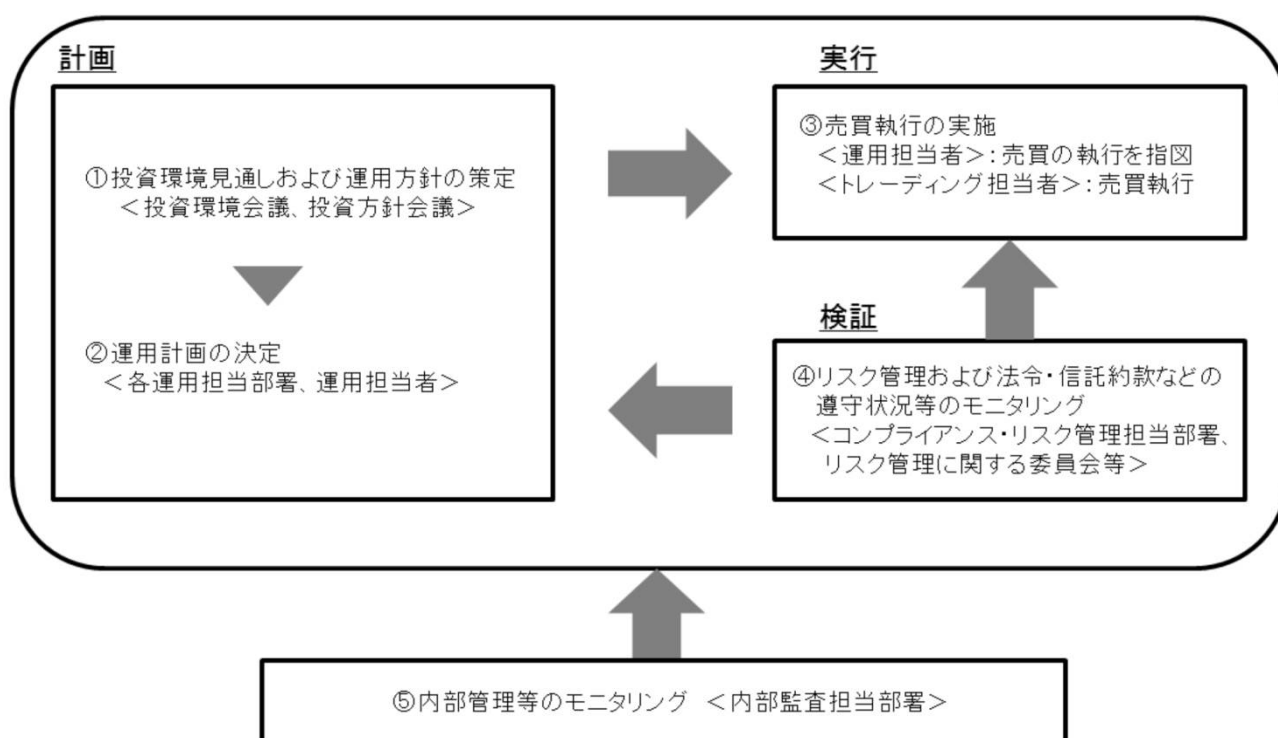
(参考) 当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とします。
投資態度	1. 主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄に投資し、「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」に連動する投資成果をめざして運用を行います。 2. 最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。 3. 株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 4. 株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。 5. 非株式割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10%以下とします。
主な投資制限	1. 株式への投資割合には、制限を設けません。 2. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 3. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 4. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に行われるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2025年2月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

（４）【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（原則として2月7日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配方式

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

- 1) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の再投資

収益分配金は、原則として自動的に全額無手数料で再投資されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対し支払われます。販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

1) 株式への実質投資割合（約款「運用の基本方針」 2. 運用方法(3)投資制限)

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

2) 外貨建資産への実質投資割合（約款「運用の基本方針」 2. 運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

3) マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」 2. 運用方法(3)投資制限)

4) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」 2. 運用方法(3)投資制限)

5) 投資する株式等の範囲（約款第18条）

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

6) 信用取引の指図範囲（約款第19条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) 上記(a)の信用取引の指図は、次の1.～5.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～5.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券

2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

7) 先物取引等の運用指図・目的（約款第20条）

- (a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

8) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（約款第21条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

9) デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第21条の2）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

10) 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第22条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1)～2)の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

- 1) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - (b) 上記(a)の1)～2)で定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。
- 11) 特別な場合の外貨建資産への投資制限（約款第24条）
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 12) 外貨為替予約の指図（約款第25条）
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
 - (b) 上記(a)の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドに信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - (c) 上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 13) 資金の借入れ（約款第33条）
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

14) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

<基準価額の主な変動要因>

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

○株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは株式に実質的に投資します。株式の価格は一般に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

○有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

○収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

○当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス採用全銘柄を組入れないこと、資金流入から組入株式の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。

○当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

○当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。

○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

○委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

○当ファンドは受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利と認められる場合、対象インデックスが改廃の場合、その他やむを得ない事情がある場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

○注意事項

イ. 当ファンドは、実質的に株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。

ロ. 投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

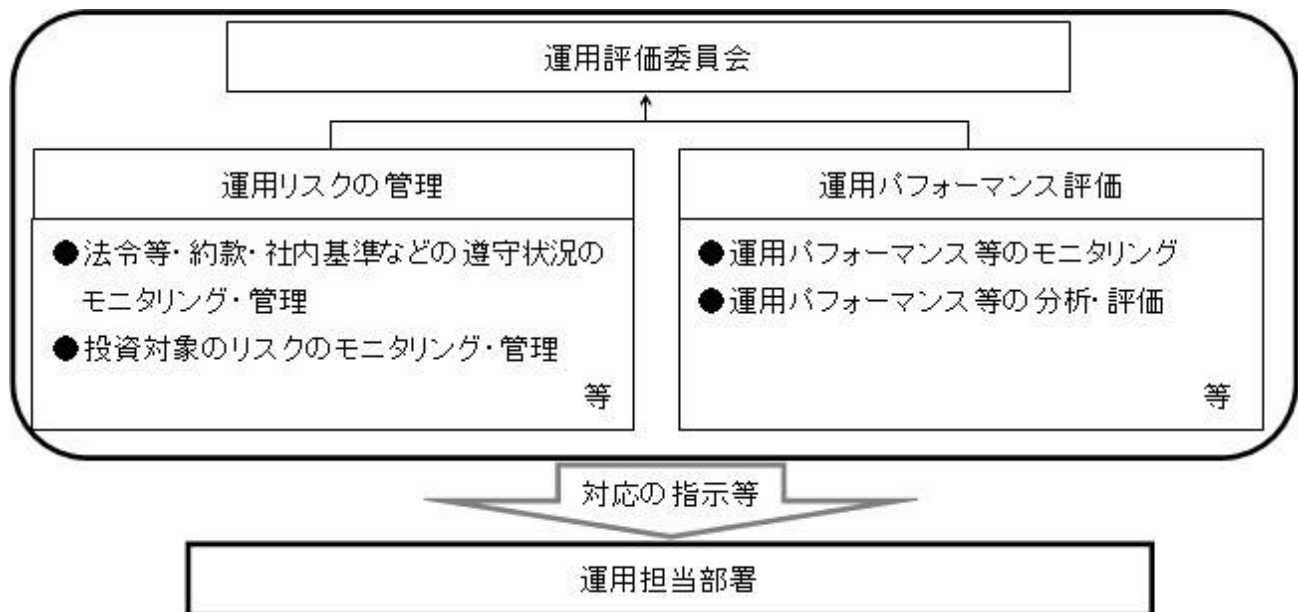
ハ. 投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

ニ. 投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

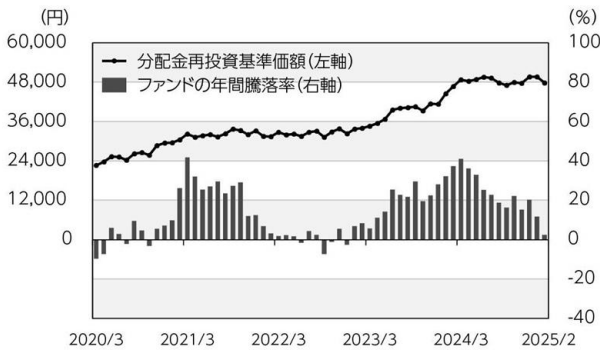


- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

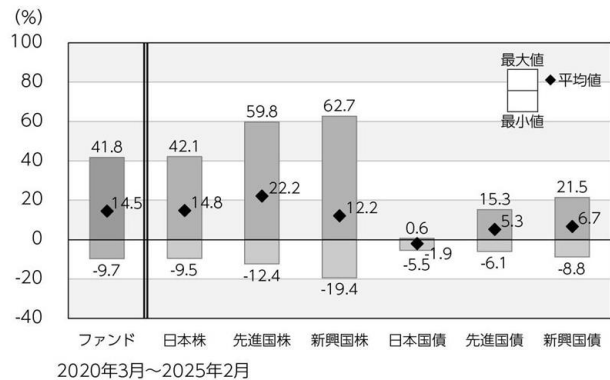
※リスク管理体制は2025年2月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日 本 株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新 興 国 株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日 本 国 債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新 興 国 債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.242%（税抜0.22%）

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.08%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.11%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎年8月7日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

イ. 信託財産留保額

ありません。

ロ. その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎年8月7日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額ならびに外貨建資産の保管等に関する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

④マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額ならびに外貨建資産の保管等に関する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は、2025年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。
（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

… (参考情報) ファンドの総経費率 …

総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.24%	0.24%	0.00%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2024年2月8日～2025年2月7日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2025年2月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	155,742,803,251	99.99
内 日本	155,742,803,251	99.99
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	11,590,151	0.01
純資産総額	155,754,393,402	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2025年2月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	585,941,505,630	97.49
内 日本	585,941,505,630	97.49
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	15,078,354,316	2.51
純資産総額	601,019,859,946	100.00

その他資産の投資状況

2025年2月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	15,253,200,000	2.54
内 日本	15,253,200,000	2.54

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年2月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	32,508,725,735	4.8881 158,906,606,595	4.7908 155,742,803,251	— —	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年2月28日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2025年2月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	8,150,900	2,824.50 23,022,217,050	2,689.00 21,917,770,100	— —	3.65
2	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	5,290,900	3,483.00 18,428,204,700	3,739.00 19,782,675,100	— —	3.29
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	9,686,200	1,911.00 18,510,328,200	1,903.00 18,432,838,600	— —	3.07
4	日立製作所 日本	株式 電気機器	3,939,200	4,080.00 16,071,936,000	3,750.00 14,772,000,000	— —	2.46
5	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	3,150,300	3,746.00 11,801,023,800	3,792.00 11,945,937,600	— —	1.99
6	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	1,229,800	10,700.00 13,158,860,000	8,800.00 10,822,240,000	— —	1.80
7	任天堂 日本	株式 その他製品	968,200	10,805.00 10,461,401,000	11,160.00 10,805,112,000	— —	1.80
8	キーエンス 日本	株式 電気機器	153,400	63,100.00 9,679,540,000	59,410.00 9,113,494,000	— —	1.52
9	みずほフィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	2,038,200	4,160.00 8,478,912,000	4,177.00 8,513,561,400	— —	1.42
10	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	1,474,300	5,038.00 7,427,523,400	5,297.00 7,809,367,100	— —	1.30
11	三菱商事 日本	株式 卸売業	2,998,100	2,521.50 7,559,709,150	2,496.50 7,484,756,650	— —	1.25
12	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	1,090,500	6,683.00 7,287,811,500	6,669.00 7,272,544,500	— —	1.21
13	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	324,500	25,500.00 8,274,750,000	22,125.00 7,179,562,500	— —	1.19
14	三井物産 日本	株式 卸売業	2,383,400	2,866.50 6,832,016,100	2,795.00 6,661,603,000	— —	1.11
15	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	45,743,300	146.90 6,719,690,770	145.40 6,651,075,820	— —	1.11
16	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通信業	758,600	9,683.00 7,345,523,800	8,273.00 6,275,897,800	— —	1.04
17	信越化学工業 日本	株式 化学	1,366,200	4,704.00 6,426,604,800	4,492.00 6,136,970,400	— —	1.02

18	武田薬品工業	株式 医薬品	1,368,400	4,137.00 5,661,070,800	4,334.00 5,930,645,600	— —	0.99
19	KDDI	株式 情報・通信業	1,131,000	4,874.00 5,512,494,000	4,894.00 5,535,114,000	— —	0.92
20	三菱重工業	株式 機械	2,708,200	2,209.50 5,983,767,900	1,987.00 5,381,193,400	— —	0.90
21	ソフトバンク	株式 情報・通信業	24,605,200	199.90 4,918,579,480	213.70 5,258,131,240	— —	0.87
22	HOYA	株式 精密機器	299,500	18,840.00 5,642,580,000	17,495.00 5,239,752,500	— —	0.87
23	本田技研工業	株式 輸送用機器	3,633,000	1,436.50 5,218,804,500	1,393.00 5,060,769,000	— —	0.84
24	第一三共	株式 医薬品	1,422,400	3,833.00 5,452,059,200	3,447.00 4,903,012,800	— —	0.82
25	ファーストリテイリング	株式 小売業	91,200	48,860.00 4,456,032,000	45,470.00 4,146,864,000	— —	0.69
26	富士通	株式 電気機器	1,425,100	2,991.00 4,262,474,100	2,879.00 4,102,862,900	— —	0.68
27	アドバンテスト	株式 電気機器	483,300	8,606.00 4,159,279,800	8,116.00 3,922,462,800	— —	0.65
28	キヤノン	株式 電気機器	764,900	4,760.00 3,640,924,000	5,063.00 3,872,688,700	— —	0.64
29	セブン&アイ・ホールディングス	株式 小売業	1,792,100	2,385.50 4,275,054,550	2,144.00 3,842,262,400	— —	0.64
30	三菱電機	株式 電気機器	1,575,200	2,439.50 3,842,700,400	2,307.00 3,633,986,400	— —	0.60

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年2月28日現在

種類	投資比率 (%)
株式	97.49
合計	97.49

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2025年2月28日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
電気機器	国内	17.45
銀行業		8.96
情報・通信業		7.51
輸送用機器		7.14
卸売業		6.34
機械		5.25
化学		4.84
サービス業		4.70
小売業		4.32

医薬品	4.08
保険業	3.25
その他製品	3.09
食料品	2.92
陸運業	2.34
精密機器	2.16
建設業	2.13
不動産業	1.80
電気・ガス業	1.24
その他金融業	1.11
証券、商品先物取引業	0.92
鉄鋼	0.88
非鉄金属	0.79
海運業	0.69
ガラス・土石製品	0.62
ゴム製品	0.61
石油・石炭製品	0.54
金属製品	0.49
繊維製品	0.40
空運業	0.35
鉱業	0.24
倉庫・運輸関連業	0.14
パルプ・紙	0.14
水産・農林業	0.08
合計	97.49

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2025年2月28日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物 0703月	買建	570	15,612,142,850	15,253,200,000	2.54

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（2025年2月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第13計算期間末 (2016年2月8日)	76,274	76,274	2.0357	2.0357
第14計算期間末 (2017年2月7日)	82,440	82,440	2.2799	2.2799
第15計算期間末 (2018年2月7日)	95,638	95,638	2.6806	2.6806
第16計算期間末 (2019年2月7日)	93,647	93,647	2.4513	2.4513
第17計算期間末 (2020年2月7日)	99,688	99,688	2.7679	2.7679
第18計算期間末 (2021年2月8日)	108,479	108,479	3.1417	3.1417
第19計算期間末 (2022年2月7日)	108,482	108,482	3.2038	3.2038
第20計算期間末 (2023年2月7日)	113,414	113,414	3.3819	3.3819
第21計算期間末 (2024年2月7日)	148,673	148,673	4.4474	4.4474
第22計算期間末 (2025年2月7日)	158,964	158,964	4.8742	4.8742
2024年2月末日	156,797	—	4.6680	—
3月末日	163,227	—	4.8738	—
4月末日	162,613	—	4.8293	—
5月末日	163,681	—	4.8829	—
6月末日	165,439	—	4.9528	—
7月末日	164,390	—	4.9250	—
8月末日	160,409	—	4.7818	—
9月末日	157,702	—	4.7074	—
10月末日	159,423	—	4.7948	—
11月末日	157,628	—	4.7691	—
12月末日	162,674	—	4.9599	—
2025年1月末日	162,132	—	4.9660	—
2月末日	155,754	—	4.7764	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金 (円)
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000
第21計算期間	0.0000

第22計算期間	0.0000
---------	--------

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第13計算期間	△1.5
第14計算期間	12.0
第15計算期間	17.6
第16計算期間	△8.6
第17計算期間	12.9
第18計算期間	13.5
第19計算期間	2.0
第20計算期間	5.6
第21計算期間	31.5
第22計算期間	9.6

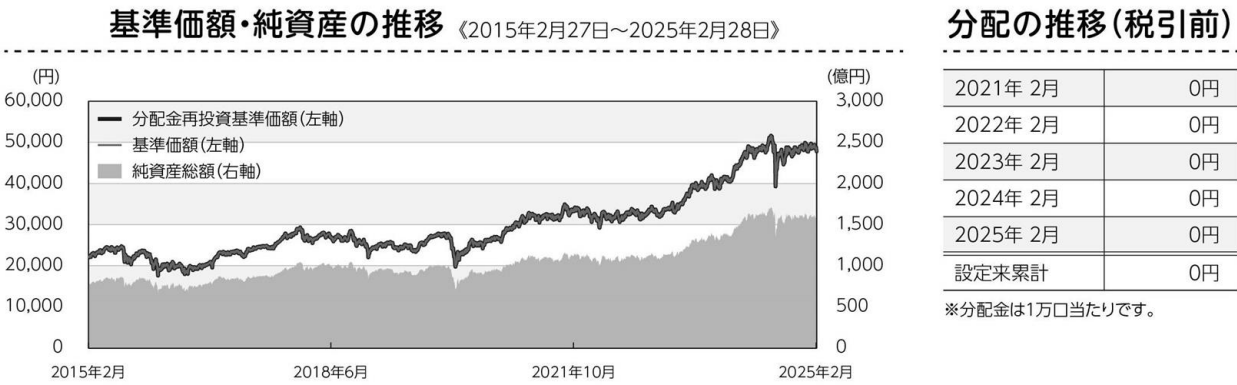
(注) 収益率は期間騰落率です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第13計算期間	15,836,928,730	13,906,095,221
第14計算期間	10,393,725,218	11,702,028,376
第15計算期間	10,084,186,998	10,566,397,641
第16計算期間	10,173,881,212	7,648,968,293
第17計算期間	7,250,587,806	9,437,436,083
第18計算期間	10,052,653,018	11,538,889,962
第19計算期間	8,534,876,943	9,203,480,583
第20計算期間	6,692,482,741	7,017,043,654
第21計算期間	7,865,057,046	7,971,894,176
第22計算期間	7,064,341,502	7,879,844,444

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

データの基準日:2025年2月28日



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2002年11月15日)

主要な資産の状況

■組入銘柄

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	99.99

■国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド
※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	97.49
内 日本	97.49
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2.51
合計(純資産総額)	100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	3.65
2	ソニーグループ	株式	日本	電気機器	3.29
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	3.07
4	日立製作所	株式	日本	電気機器	2.46
5	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	1.99
6	リクルートホールディングス	株式	日本	サービス業	1.80
7	任天堂	株式	日本	その他製品	1.80
8	キーエンス	株式	日本	電気機器	1.52
9	みずほフィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	1.42
10	東京海上ホールディングス	株式	日本	保険業	1.30

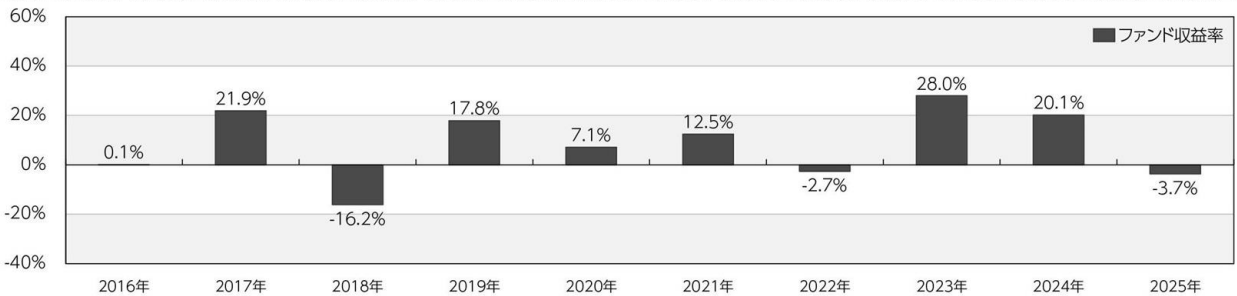
その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	2.54

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	電気機器	17.45
2	銀行業	8.96
3	情報・通信業	7.51
4	輸送用機器	7.14
5	卸売業	6.34

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2025年については年年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みの方法

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。
当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。
 - ・当ファンドは、収益の分配が行われた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「累積投資（自動けいぞく）専用」ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で、「累積投資約款」にしたがって分配金累積投資に関する契約を締結します。
なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
 - ・当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
 - ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。
- ※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

お申込価額（発行価格）

- ・お申込日の基準価額※とします。
- ※収益分配金の再投資を行う場合は各計算期間終了日の基準価額とします。
- ※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

- ・基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。
- ※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

お申込単位

1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）

※収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位とします。

お申込手数料

ありません。

払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

解約のお申込み方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって解約の請求をすることができます。

委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

※解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者がするときには、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

※委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

解約価額

解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。

※解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日※における金融商品取引所等の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社にて計算されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ：URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は2002年11月15日から原則として無期限です。

※下記(5)イ.の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

- a. 計算期間は原則として毎年2月8日から翌年2月7日までとします。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

イ. 償還規定

- a. 委託会社は信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項についてあらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- b. 委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項についてあらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 委託会社は上記a. b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記a. b. につき、上記c. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 上記c. ～e. の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を

解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- j. 上記c. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

ロ. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 委託会社は上記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記a. ～e. の規定にしたがいます。
- g. 上記c. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに、当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

- ・委託会社は、毎年2月7日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。
(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

4 【受益者の権利等】

①収益分配金請求権

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、販売会社に交付され、販売会社により自動的に再投資されます。

販売会社は、累積投資約款に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

③一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

④帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間（2024年2月8日から2025年2月7日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年4月4日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A M国内株式インデックスファンド＜D C 年金＞の2024年2月8日から2025年2月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A M国内株式インデックスファンド＜D C 年金＞の2025年2月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

1【財務諸表】

【D I A M国内株式インデックスファンド＜D C年金＞】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期 2024年2月7日現在	第22期 2025年2月7日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	510,767,928	447,230,838
親投資信託受益証券	148,664,853,008	158,952,175,417
未収入金	171,794,000	—
流動資産合計	149,347,414,936	159,399,406,255
資産合計	149,347,414,936	159,399,406,255
負債の部		
流動負債		
未払解約金	505,986,562	241,403,444
未払受託者報酬	22,789,515	26,236,889
未払委託者報酬	144,333,902	166,167,213
その他未払費用	617,986	699,367
流動負債合計	673,727,965	434,506,913
負債合計	673,727,965	434,506,913
純資産の部		
元本等		
元本	33,429,356,248	32,613,853,306
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	115,244,330,723	126,351,046,036
（分配準備積立金）	51,005,929,462	52,257,836,835
元本等合計	148,673,686,971	158,964,899,342
純資産合計	148,673,686,971	158,964,899,342
負債純資産合計	149,347,414,936	159,399,406,255

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第21期 自 2023年2月8日 至 2024年2月7日	第22期 自 2024年2月8日 至 2025年2月7日
営業収益		
受取利息	3,160	663,256
有価証券売買等損益	35,899,838,233	14,620,595,409
営業収益合計	35,899,841,393	14,621,258,665
営業費用		
支払利息	150,831	3,150
受託者報酬	42,656,970	52,555,849
委託者報酬	270,161,426	332,854,222
その他費用	1,165,547	1,399,830
営業費用合計	314,134,774	386,813,051
営業利益又は営業損失（△）	35,585,706,619	14,234,445,614
経常利益又は経常損失（△）	35,585,706,619	14,234,445,614
当期純利益又は当期純損失（△）	35,585,706,619	14,234,445,614
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,738,741,094	2,227,012,900
期首剰余金又は期首欠損金（△）	79,878,377,906	115,244,330,723
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,806,649,984	26,505,388,899
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,806,649,984	26,505,388,899
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,287,662,692	27,406,106,300
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,287,662,692	27,406,106,300
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	115,244,330,723	126,351,046,036

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第22期
	自 2024年2月8日 至 2025年2月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第21期	第22期
	2024年2月7日現在	2025年2月7日現在
1. 期首元本額	33,536,193,378円	33,429,356,248円
期中追加設定元本額	7,865,057,046円	7,064,341,502円
期中一部解約元本額	7,971,894,176円	7,879,844,444円
2. 受益権の総数	33,429,356,248口	32,613,853,306口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第21期	第22期
	自 2023年2月8日 至 2024年2月7日	自 2024年2月8日 至 2025年2月7日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(31,847,024,171円)、信託約款に規定される収益調整金(64,238,531,470円)及び分配準備積立金(19,158,905,291円)より分配対象収益は115,244,460,932円(1万口当たり34,474.02円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(601,920円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(12,006,728,043円)、信託約款に規定される収益調整金(74,093,209,201円)及び分配準備積立金(40,250,506,872円)より分配対象収益は126,351,046,036円(1万口当たり38,741.52円)であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第21期	第22期
	自 2023年2月8日 至 2024年2月7日	自 2024年2月8日 至 2025年2月7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替	同左

	変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第21期 2024年2月7日現在	第22期 2025年2月7日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第21期 2024年2月7日現在	第22期 2025年2月7日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	34,664,287,176	13,789,628,865
合計	34,664,287,176	13,789,628,865

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第21期 2024年2月7日現在	第22期 2025年2月7日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	4,447円 (44,474円)	4,874円 (48,742円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2025年2月7日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式パッシブ・ファンド (最適化法)・マザーファン ド	32,517,526,987	158,952,175,417	
親投資信託受益証券	合計	32,517,526,987	158,952,175,417	
合計			158,952,175,417	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2025年2月7日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	11,539,856,613
株式	598,618,921,730
派生商品評価勘定	86,703,660
未収入金	59,150,000
未収配当金	811,375,293
差入委託証拠金	591,878,834
流動資産合計	611,707,886,130
資産合計	611,707,886,130
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	12,518,200
前受金	135,655,000
未払金	13,385,755
未払解約金	1,519,395,000
流動負債合計	1,680,953,955
負債合計	1,680,953,955
純資産の部	
元本等	
元本	124,795,594,506
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	485,231,337,669
元本等合計	610,026,932,175
純資産合計	610,026,932,175
負債純資産合計	611,707,886,130

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年2月8日 至 2025年2月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年2月7日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	121,842,817,407円
同期中追加設定元本額	39,116,739,635円
同期中一部解約元本額	36,163,962,536円
元本の内訳	
ファンド名	
MHAMスリーウェイオープン	234,935,632円
MHAM TOPIXオープン	2,306,286,110円
たわらノーロード 国内株式くらっプ専用>	5,343,245,152円
One DC 国内株式インデックスファンド	34,679,343,223円
DIAM国内株式パッシブ・ファンド	4,647,398,779円
MITO ラップ型ファンド（安定型）	1,766,612円
MITO ラップ型ファンド（中立型）	7,624,240円
MITO ラップ型ファンド（積極型）	18,097,816円
グローバル8資産ラップファンド（安定型）	22,133,733円
グローバル8資産ラップファンド（中立型）	21,327,804円
グローバル8資産ラップファンド（積極型）	9,314,618円
たわらノーロード TOPIX	3,617,657,018円
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	2,108,051,598円
たわらノーロード バランス（堅実型）	49,956,149円
たわらノーロード バランス（標準型）	422,906,378円
たわらノーロード バランス（積極型）	803,080,825円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）	2,726,787円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）	203,478,248円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）	573,408,822円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）	505,960,792円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）	701,372,312円
たわらノーロード 最適化バランス（保守型）	487,091円
たわらノーロード 最適化バランス（安定型）	2,220,602円
たわらノーロード 最適化バランス（安定成長型）	41,212,960円
たわらノーロード 最適化バランス（成長型）	12,746,898円

たわらノーロード 最適化バランス（積極型）	22,669,316円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）	26,773円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）	948,918円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）	1,024,575円
D I A M国内株式インデックスファンド<DC年金>	32,517,526,987円
O n e グローバルバランス	108,782,427円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型	904,774,120円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型	3,289,880,560円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 3 成長型	4,092,701,273円
D I A M DC バランス 3 0 インデックスファンド	248,418,366円
D I A M DC バランス 5 0 インデックスファンド	858,537,729円
D I A M DC バランス 7 0 インデックスファンド	1,063,726,385円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	25,142,933円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	967,311,894円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	12,368,768円
D I A M DC 8 資産バランスファンド（新興国 1 0）	258,478,733円
D I A M DC 8 資産バランスファンド（新興国 2 0）	326,821,886円
D I A M DC 8 資産バランスファンド（新興国 3 0）	595,002,065円
投資のソムリエ	6,619,003,667円
クルーズコントロール	219,955,581円
投資のソムリエ<DC年金>	897,766,879円
D I A M 8 資産バランスファンドN<DC年金>	374,200,639円
4 資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	1,417,555,736円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	299,836,496円
リスク抑制世界 8 資産バランスファンド	755,779,553円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 4 5）	102,627,430円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 5 5）	55,249,962円
リスク抑制世界 8 資産バランスファンド（DC）	3,089,514円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 3 5）	218,849,573円
4 資産分散投資・スタンダード<DC年金>	664,959,163円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	84,763,449円
9 資産分散投資・スタンダード<DC年金>	228,955,300円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 4 0）	82,321,725円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 5 0）	60,369,693円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 6 0）	36,193,761円
4 資産分散投資・ミドルクラス<DC年金>	769,406,611円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 6 5）	10,440,211円
O n e グローバル最適化バランス（安定型）<ラップ向け>	1,430,158円
O n e グローバル最適化バランス（成長型）<ラップ向け>	36,440,266円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 7 0）	62,281円
インカム重視マルチアセット運用ファンド 2 0 1 9 - 1 2 （適格機関投資家限定）	4,732,014円
インカム重視マルチアセット運用ファンド 2 0 2 0 - 0 6 （適格機関投資家限定）	4,718,912円
マルチアセット・インカム戦略ファンド 2 0 - 0 8 （適格機関投資家限定）	4,900,475円
インカム重視マルチアセット運用ファンド 2 0 2 0 - 0 9 （適格機関投資家限定）	2,880,816円
インカム重視マルチアセット運用ファンド 2 0 2 1 - 0 3 （適格機関投資家限定）	7,866,964円
インカム重視マルチアセット運用ファンドⅡ 2 0 2 1 - 0 4 （適格機関投資家限定）	12,009,087円

マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２１－０６（適格機関投資家限定）	75,346,240円
日本株４０・外債６０配分戦略ファンド２０２１－０７（適格機関投資家限定）	349,581,656円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０９（適格機関投資家限定）	3,217,510円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２２－０５（適格機関投資家限定）	71,685,880円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（日米資産投資・シグナルヘッジ付き）２０２２－１０（適格機関投資家限定）	344,907,996円
予兆モデル活用型戦略ファンド２０２４－０１（適格機関投資家限定）	7,741,425円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（日米資産投資・シグナルヘッジ付き）２０２４－０５（適格機関投資家限定）	348,851,836円
AMONE TOPIXインデックスファンド２０２５－０１（適格機関投資家限定）	330,103,543円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	130,509,834円
AMONEマルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	3,806,397円
DIAMワールドバランス２５VA（適格機関投資家限定）	19,207,562円
日米資産配分戦略ファンド（インカム重視型）（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	93,890,674円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	7,879,425円
リスクコントロール世界８資産バランスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	3,366,821円
DIAMグローバル・バランスファンド２５VA（適格機関投資家限定）	27,932,176円
DIAMグローバル・バランスファンド５０VA（適格機関投資家限定）	59,041,780円
DIAM国際分散バランスファンド３０VA（適格機関投資家限定）	2,167,529円
DIAM国際分散バランスファンド５０VA（適格機関投資家限定）	8,837,011円
DIAM国内重視バランスファンド３０VA（適格機関投資家限定）	2,815,726円
DIAM国内重視バランスファンド５０VA（適格機関投資家限定）	77,102円
DIAM世界バランスファンド４０VA（適格機関投資家限定）	40,947円
DIAM世界バランスファンド５０VA（適格機関投資家限定）	953,425円
DIAMバランスファンド２５VA（適格機関投資家限定）	197,036,871円
DIAMバランスファンド３７．５VA（適格機関投資家限定）	335,978,730円
DIAMバランスファンド５０VA（適格機関投資家限定）	1,063,955,401円
DIAMグローバル・アセット・バランスVA（適格機関投資家限定）	8,584,282円
DIAMグローバル・アセット・バランスVA２（適格機関投資家限定）	12,110,443円
DIAM アクサ グローバル バランスファンド３０VA（適格機関投資家限定）	107,245,800円
DIAM世界アセットバランスファンドVA（適格機関投資家向け）	21,932,365円
DIAM世界バランスファンド５５VA（適格機関投資家限定）	50,296円
DIAM世界アセットバランスファンド２VA（適格機関投資家限定）	92,130,245円
DIAM世界アセットバランスファンド４０VA（適格機関投資家限定）	6,740,199円
DIAM世界アセットバランスファンド２５VA（適格機関投資家限定）	19,897,555円
DIAM世界アセットバランスファンド３VA（適格機関投資家限定）	42,118,287円
DIAM世界アセットバランスファンド４VA（適格機関投資家限定）	56,042,180円
DIAM世界バランス２５VA（適格機関投資家限定）	14,155,767円

D I A M国内バランス３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	5,135,204円
動的パッケージファンド＜ＤＣ年金＞	24,347,592円
コア資産形成ファンド	9,446,067円
MHAMトピックスファンド	732,195,084円
MHAM ＴＯＰＩＸファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	41,437,680円
MHAM動的パッケージファンド〔適格機関投資家限定〕	2,562,634,765円
MHAM日本株式パッシブファンド〔適格機関投資家限定〕	2,943,207,375円
計	124,795,594,506円
2. 受益権の総数	124,795,594,506口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年2月8日 至 2025年2月7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年2月7日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 （２）デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引

における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年2月7日現在	
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	
株式		35,238,513,169
合計		35,238,513,169

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

種類	2025年2月7日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち 1 年超		
市場取引 先物取引 買建	11,933,440,000	—	12,007,770,000	74,330,000
合計	11,933,440,000	—	12,007,770,000	74,330,000

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

- 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2025年2月7日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	4.8882円 (48,882円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2025年2月7日現在

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
極洋	9,100	4,320.00	39,312,000	
ニッスイ	215,000	828.70	178,170,500	
マルハニチロ	31,900	2,942.50	93,865,750	
雪国まいたけ	18,300	1,217.00	22,271,100	
カネコ種苗	6,100	1,421.00	8,668,100	
サカタのタネ	26,600	3,635.00	96,691,000	
ホクト	19,100	1,823.00	34,819,300	

ショーボンドホールディングス	28,200	5,029.00	141,817,800	
ミライト・ワン	70,300	2,286.00	160,705,800	
タマホーム	13,600	3,325.00	45,220,000	
r o b o t h o m e	41,700	145.00	6,046,500	
住石ホールディングス	23,700	792.00	18,770,400	
日鉄鉱業	8,600	5,350.00	46,010,000	
三井松島ホールディングス	10,500	4,165.00	43,732,500	
I N P E X	649,900	1,863.50	1,211,088,650	
石油資源開発	118,000	1,102.00	130,036,000	
K&Oエナジーグループ	9,800	3,120.00	30,576,000	
リョーサン菱洋ホールディングス	24,700	2,518.00	62,194,600	
第一カッター興業	6,200	1,425.00	8,835,000	
安藤・間	124,500	1,167.00	145,291,500	
東急建設	67,300	755.00	50,811,500	
コムシスホールディングス	76,400	3,187.00	243,486,800	
ビーアールホールディングス	31,500	348.00	10,962,000	
高松コンストラクショングループ	16,000	2,733.00	43,728,000	
東建コーポレーション	4,700	12,490.00	58,703,000	
ヤマウラ	10,900	1,259.00	13,723,100	
オリエンタル白石	79,500	382.00	30,369,000	
大成建設	136,600	6,576.00	898,281,600	
大林組	496,500	2,082.00	1,033,713,000	
清水建設	410,900	1,319.50	542,182,550	
長谷工コーポレーション	138,000	2,006.50	276,897,000	
松井建設	14,200	873.00	12,396,600	
鹿島建設	333,500	2,716.50	905,952,750	
不動テトラ	9,500	2,184.00	20,748,000	
鉄建建設	9,900	2,641.00	26,145,900	
西松建設	24,000	5,050.00	121,200,000	
三井住友建設	121,100	435.00	52,678,500	
大豊建設	4,100	3,475.00	14,247,500	
奥村組	26,500	3,915.00	103,747,500	
東鉄工業	16,600	3,235.00	53,701,000	
浅沼組	60,300	654.00	39,436,200	
戸田建設	185,200	915.60	169,569,120	
熊谷組	24,800	3,805.00	94,364,000	
矢作建設工業	20,300	1,501.00	30,470,300	
ピーエス・コンストラクション	10,900	1,456.00	15,870,400	
日本ハウスホールディングス	32,000	320.00	10,240,000	
大東建託	51,400	15,630.00	803,382,000	
新日本建設	21,100	1,590.00	33,549,000	
東亜道路工業	26,000	1,549.00	40,274,000	
日本道路	15,100	1,912.00	28,871,200	
東亜建設工業	45,300	1,190.00	53,907,000	
日本国土開発	42,800	500.00	21,400,000	
若築建設	4,600	3,710.00	17,066,000	
東洋建設	43,300	1,382.00	59,840,600	
五洋建設	196,800	644.00	126,739,200	
世紀東急工業	21,400	1,543.00	33,020,200	
福田組	5,700	5,180.00	29,526,000	

住友林業	130,000	5,185.00	674,050,000	
大和ハウス工業	453,800	4,858.00	2,204,560,400	
ライト工業	30,600	2,589.00	79,223,400	
積水ハウス	456,200	3,516.00	1,603,999,200	
日特建設	14,400	1,042.00	15,004,800	
北陸電気工事	10,300	1,227.00	12,638,100	
ユアテック	29,000	1,805.00	52,345,000	
日本リーテック	11,600	1,419.00	16,460,400	
四電工	18,900	1,408.00	26,611,200	
中電工	23,500	3,320.00	78,020,000	
関電工	82,400	2,616.50	215,599,600	
きんでん	104,500	3,227.00	337,221,500	
東京エネシス	16,100	1,113.00	17,919,300	
トーエネック	24,900	1,024.00	25,497,600	
住友電設	12,200	5,020.00	61,244,000	
日本電設工業	28,200	2,025.00	57,105,000	
エクシオグループ	155,500	1,693.50	263,339,250	
新日本空調	19,500	1,900.00	37,050,000	
九電工	32,600	4,828.00	157,392,800	
三機工業	31,400	3,140.00	98,596,000	
日揮ホールディングス	148,900	1,332.00	198,334,800	
中外炉工業	4,900	3,500.00	17,150,000	
太平電業	9,600	4,685.00	44,976,000	
高砂熱学工業	36,200	5,863.00	212,240,600	
朝日工業社	14,100	2,127.00	29,990,700	
明星工業	25,800	1,303.00	33,617,400	
大気社	19,200	4,590.00	88,128,000	
ダイダン	19,700	3,865.00	76,140,500	
日比谷総合設備	12,200	4,000.00	48,800,000	
ニッポン	49,800	2,193.00	109,211,400	
日清製粉グループ本社	157,000	1,706.00	267,842,000	
日東富士製粉	2,500	6,490.00	16,225,000	
昭和産業	12,700	2,754.00	34,975,800	
中部飼料	20,800	1,276.00	26,540,800	
フィード・ワン	22,300	788.00	17,572,400	
日本甜菜製糖	7,800	2,341.00	18,259,800	
DM三井製糖ホールディングス	14,900	3,415.00	50,883,500	
ウェルネオシュガー	9,100	2,389.00	21,739,900	
L I F U L L	39,200	198.00	7,761,600	
M I X I	29,500	3,260.00	96,170,000	
ジェイエイシーリクルートメント	57,100	654.00	37,343,400	
日本M&Aセンターホールディングス	231,800	592.40	137,318,320	
メンバーズ	6,200	1,171.00	7,260,200	
UTグループ	20,400	2,205.00	44,982,000	
アイティメディア	8,300	1,666.00	13,827,800	
ケアネット	32,300	605.00	19,541,500	
E・Jホールディングス	9,300	1,595.00	14,833,500	
オープンアップグループ	52,700	1,795.00	94,596,500	
コシダカホールディングス	47,100	1,112.00	52,375,200	
パソナグループ	19,100	1,959.00	37,416,900	

リンクアンドモチベーション	39,100	527.00	20,605,700	
エス・エム・エス	60,300	1,260.00	75,978,000	
パーソルホールディングス	1,436,900	225.30	323,733,570	
クックパッド	43,600	153.00	6,670,800	
森永製菓	63,100	2,620.00	165,322,000	
中村屋	3,700	3,180.00	11,766,000	
江崎グリコ	43,200	4,625.00	199,800,000	
名糖産業	6,700	1,962.00	13,145,400	
井村屋グループ	8,200	2,450.00	20,090,000	
不二家	10,300	2,387.00	24,586,100	
山崎製パン	101,200	2,727.50	276,023,000	
モロゾフ	14,600	1,657.00	24,192,200	
亀田製菓	9,600	3,935.00	37,776,000	
寿スピリッツ	89,200	2,451.50	218,673,800	
カルビー	69,100	2,837.50	196,071,250	
森永乳業	56,200	2,765.50	155,421,100	
六甲バター	11,000	1,185.00	13,035,000	
ヤクルト本社	215,800	2,790.00	602,082,000	
明治ホールディングス	194,100	3,048.00	591,616,800	
雪印メグミルク	40,700	2,538.00	103,296,600	
プリマハム	20,200	2,113.00	42,682,600	
日本ハム	65,000	4,441.00	288,665,000	
丸大食品	15,200	1,664.00	25,292,800	
S F o o d s	16,700	2,381.00	39,762,700	
柿安本店	5,900	2,837.00	16,738,300	
伊藤ハム米久ホールディングス	23,200	3,760.00	87,232,000	
学情	7,900	2,137.00	16,882,300	
スタジオアリス	7,800	2,117.00	16,512,600	
クロスキャット	8,800	1,094.00	9,627,200	
システナ	219,900	341.00	74,985,900	
N J S	3,900	4,310.00	16,809,000	
デジタルアーツ	9,700	6,200.00	60,140,000	
日鉄ソリューションズ	52,500	4,265.00	223,912,500	
総合警備保障	263,400	1,071.00	282,101,400	
キューブシステム	8,000	1,020.00	8,160,000	
いちご	127,800	360.00	46,008,000	
日本駐車場開発	179,700	208.00	37,377,600	
コア	6,800	1,865.00	12,682,000	
カカクコム	113,500	2,542.50	288,573,750	
アイロムグループ	6,400	2,794.00	17,881,600	
セントケア・ホールディング	10,000	749.00	7,490,000	
ルネサンス	12,200	1,056.00	12,883,200	
ディップ	27,600	2,211.00	61,023,600	
S B S ホールディングス	13,800	2,468.00	34,058,400	
デジタルホールディングス	7,900	1,301.00	10,277,900	
新日本科学	16,700	1,775.00	29,642,500	
エムスリー	311,500	1,377.00	428,935,500	
ワールドホールディングス	6,200	2,070.00	12,834,000	
ディー・エヌ・エー	63,000	3,032.00	191,016,000	
博報堂D Yホールディングス	178,800	1,150.00	205,620,000	

ぐるなび	29,300	282.00	8,262,600	
タカミヤ	21,300	413.00	8,796,900	
ファンコミュニケーションズ	22,300	398.00	8,875,400	
ライク	5,900	1,428.00	8,425,200	
エスプール	49,900	291.00	14,520,900	
WDBホールディングス	8,000	1,761.00	14,088,000	
手間いらず	2,500	3,210.00	8,025,000	
アドウェイズ	19,400	300.00	5,820,000	
バリューコマース	13,900	740.00	10,286,000	
インフォマート	148,800	311.00	46,276,800	
サッポロホールディングス	49,800	7,200.00	358,560,000	
アサヒグループホールディングス	1,133,700	1,650.00	1,870,605,000	
キリンホールディングス	628,900	1,913.00	1,203,085,700	
宝ホールディングス	101,800	1,353.00	137,735,400	
オエノンホールディングス	48,900	380.00	18,582,000	
養命酒製造	5,000	2,570.00	12,850,000	
飛島ホールディングス	15,500	1,642.00	25,451,000	
コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールディングス	94,600	2,367.00	223,918,200	
ライフドリンク カンパニー	33,100	2,121.00	70,205,100	
サントリー食品インターナショナル	106,200	4,687.00	497,759,400	
ダイドーグループホールディングス	17,100	3,040.00	51,984,000	
伊藤園	50,600	3,337.00	168,852,200	
キーコーヒー	16,900	2,024.00	34,205,600	
日清オイリオグループ	21,200	4,930.00	104,516,000	
不二製油グループ本社	30,300	3,159.00	95,717,700	
J-オイルミルズ	17,300	2,103.00	36,381,900	
インターメスティック	9,300	2,127.00	19,781,100	
サンエー	27,500	3,000.00	82,500,000	
カワチ薬品	12,600	2,667.00	33,604,200	
エービーシー・マート	71,000	3,101.00	220,171,000	
ハードオフコーポレーション	6,400	1,893.00	12,115,200	
高千穂交易	6,400	4,025.00	25,760,000	
アスクル	38,200	1,682.00	64,252,400	
ゲオホールディングス	18,100	1,840.00	33,304,000	
アダストリア	22,600	3,165.00	71,529,000	
リガク・ホールディングス	77,400	975.00	75,465,000	
伊藤忠食品	3,600	7,600.00	27,360,000	
くら寿司	19,000	2,699.00	51,281,000	
キャンドウ	5,800	3,370.00	19,546,000	
パルグループホールディングス	37,100	3,315.00	122,986,500	
エディオン	70,700	1,816.00	128,391,200	
あらた	24,800	3,220.00	79,856,000	
サーラコーポレーション	34,100	789.00	26,904,900	
トーマンデバイス	2,300	6,080.00	13,984,000	
ハローズ	6,500	3,735.00	24,277,500	
J Pホールディングス	40,400	575.00	23,230,000	
フジオフードグループ本社	18,200	1,125.00	20,475,000	
あみやき亭	11,700	1,562.00	18,275,400	
東京エレクトロン デバイス	16,200	3,175.00	51,435,000	

円谷フィールズホールディングス	26,200	1,930.00	50,566,000	
双日	180,500	3,348.00	604,314,000	
アルフレッサ ホールディングス	151,300	1,984.00	300,179,200	
大黒天物産	5,000	7,240.00	36,200,000	
ハニーズホールディングス	14,400	1,702.00	24,508,800	
キッコーマン	500,300	1,453.50	727,186,050	
味の素	349,700	6,341.00	2,217,447,700	
ブルドックソース	7,900	1,729.00	13,659,100	
キューピー	81,100	2,925.00	237,217,500	
ハウス食品グループ本社	50,800	2,792.50	141,859,000	
カゴメ	64,700	2,851.50	184,492,050	
アリアケジャパン	15,100	5,570.00	84,107,000	
エバラ食品工業	3,600	2,895.00	10,422,000	
キオクシアホールディングス	69,600	1,697.00	118,111,200	
ニチレイ	58,900	3,625.00	213,512,500	
横浜冷凍	40,900	862.00	35,255,800	
東洋水産	70,000	9,298.00	650,860,000	
イートアンドホールディングス	7,800	2,100.00	16,380,000	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	8,200	1,041.00	8,536,200	
日清食品ホールディングス	190,800	3,090.00	589,572,000	
フジッコ	15,600	1,640.00	25,584,000	
ロック・フィールド	16,900	1,588.00	26,837,200	
日本たばこ産業	917,500	3,921.00	3,597,517,500	
ケンコーマヨネーズ	9,500	1,785.00	16,957,500	
わらべや日洋ホールディングス	10,100	2,133.00	21,543,300	
なとり	9,600	2,192.00	21,043,200	
ファーマフーズ	19,900	967.00	19,243,300	
北の達人コーポレーション	64,700	165.00	10,675,500	
ユーグレナ	93,900	415.00	38,968,500	
紀文食品	13,200	1,095.00	14,454,000	
ピクルスホールディングス	8,800	1,046.00	9,204,800	
スター・マイカ・ホールディングス	15,600	855.00	13,338,000	
SREホールディングス	5,600	3,780.00	21,168,000	
片倉工業	14,200	1,998.00	28,371,600	
グンゼ	10,900	5,200.00	56,680,000	
ヒューリック	352,300	1,338.50	471,553,550	
ラサ商事	8,900	1,421.00	12,646,900	
アルペン	13,500	2,202.00	29,727,000	
ラクーンホールディングス	11,500	907.00	10,430,500	
クオールホールディングス	20,000	1,523.00	30,460,000	
アルコニックス	23,300	1,511.00	35,206,300	
神戸物産	125,600	3,521.00	442,237,600	
ソリトンシステムズ	7,900	1,158.00	9,148,200	
ジンズホールディングス	12,300	7,110.00	87,453,000	
ビックカメラ	97,100	1,666.50	161,817,150	
DCMホールディングス	84,000	1,394.00	117,096,000	
ペッパーフードサービス	47,800	166.00	7,934,800	
M o n o t a R O	230,000	2,720.00	625,600,000	
あい ホールディングス	25,900	1,969.00	50,997,100	
J. フロント リテイリング	186,300	2,095.50	390,391,650	

ドトール・日レスホールディングス	28,700	2,333.00	66,957,100	
マツキヨココカラ&カンパニー	285,900	2,215.00	633,268,500	
ブロンコビリー	9,600	3,555.00	34,128,000	
Z O Z O	120,700	4,959.00	598,551,300	
トレジャー・ファクトリー	11,100	1,584.00	17,582,400	
物語コーポレーション	31,500	3,375.00	106,312,500	
三越伊勢丹ホールディングス	242,400	2,502.00	606,484,800	
東洋紡	66,400	967.00	64,208,800	
ユニチカ	49,700	154.00	7,653,800	
富士紡ホールディングス	6,100	5,020.00	30,622,000	
日清紡ホールディングス	116,500	875.30	101,972,450	
倉敷紡績	10,800	5,820.00	62,856,000	
ダイワボウホールディングス	71,800	2,939.00	211,020,200	
シキボウ	10,900	1,005.00	10,954,500	
日東紡績	17,300	6,130.00	106,049,000	
トヨタ紡織	64,400	1,958.00	126,095,200	
マクニカホールディングス	125,700	1,789.00	224,877,300	
H a m e e	6,600	1,300.00	8,580,000	
ラクト・ジャパン	6,900	2,945.00	20,320,500	
ウエルシアホールディングス	84,200	2,147.00	180,777,400	
クリエイトSDホールディングス	23,100	2,816.00	65,049,600	
グリムス	6,800	2,316.00	15,748,800	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	22,500	1,162.00	26,145,000	
八洲電機	13,200	1,769.00	23,350,800	
メディアスホールディングス	9,500	898.00	8,531,000	
レスター	13,900	2,499.00	34,736,100	
T O K A I ホールディングス	88,100	925.00	81,492,500	
三洋貿易	16,700	1,519.00	25,367,300	
シュッピン	16,000	1,131.00	18,096,000	
ビューティガレージ	5,200	1,386.00	7,207,200	
オイシックス・ラ・大地	26,100	1,416.00	36,957,600	
ウイン・パートナーズ	11,700	1,333.00	15,596,100	
ネクステージ	37,000	1,520.00	56,240,000	
ジョイフル本田	45,000	1,900.00	85,500,000	
エターナルホスピタリティグループ	6,000	2,673.00	16,038,000	
ホットランド	12,400	2,040.00	25,296,000	
すかいらくホールディングス	221,800	2,426.50	538,197,700	
S F Pホールディングス	9,200	2,167.00	19,936,400	
綿半ホールディングス	12,600	1,669.00	21,029,400	
日本毛織	39,500	1,374.00	54,273,000	
ヨシックスホールディングス	5,400	2,941.00	15,881,400	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	69,200	778.00	53,837,600	
野村不動産ホールディングス	94,700	4,156.00	393,573,200	
三重交通グループホールディングス	32,400	512.00	16,588,800	
ディア・ライフ	25,700	1,024.00	26,316,800	
地主	13,500	2,180.00	29,430,000	
プレサンスコーポレーション	20,000	2,386.00	47,720,000	
フィル・カンパニー	2,900	751.00	2,177,900	

J P M C	8,700	1,125.00	9,787,500	
フージャースホールディングス	23,400	1,082.00	25,318,800	
オープンハウスグループ	55,200	5,037.00	278,042,400	
東急不動産ホールディングス	454,100	993.20	451,012,120	
飯田グループホールディングス	144,700	2,315.50	335,052,850	
帝国繊維	17,300	2,379.00	41,156,700	
日本コークス工業	156,000	95.00	14,820,000	
ゴルフダイジェスト・オンライン	9,500	357.00	3,391,500	
BEENOS	10,100	3,975.00	40,147,500	
あさひ	13,600	1,454.00	19,774,400	
日本調剤	10,700	1,371.00	14,669,700	
コスモス薬品	32,100	7,140.00	229,194,000	
シップヘルスケアホールディングス	64,000	2,049.50	131,168,000	
ソフトクリエイトホールディングス	11,000	2,180.00	23,980,000	
セブン&アイ・ホールディングス	1,792,100	2,385.50	4,275,054,550	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	121,900	1,337.00	162,980,300	
明治電機工業	6,100	1,496.00	9,125,600	
ツルハホールディングス	28,400	9,135.00	259,434,000	
サンマルクホールディングス	13,200	2,516.00	33,211,200	
トリドールホールディングス	45,400	3,804.00	172,701,600	
帝人	147,600	1,306.50	192,839,400	
東レ	1,122,400	1,084.00	1,216,681,600	
クラレ	204,800	2,189.50	448,409,600	
旭化成	1,039,200	1,002.50	1,041,798,000	
T O K Y O B A S E	17,400	341.00	5,933,400	
稲葉製作所	8,800	1,696.00	14,924,800	
宮地エンジニアリンググループ	19,000	1,936.00	36,784,000	
トーカロ	45,500	1,784.00	81,172,000	
S U M C O	301,200	1,156.50	348,337,800	
川田テクノロジーズ	10,200	2,695.00	27,489,000	
R S T e c h n o l o g i e s	12,100	3,015.00	36,481,500	
A n d D o ホールディングス	9,200	1,217.00	11,196,400	
シーアールイー	6,700	1,699.00	11,383,300	
ケイアイスター不動産	8,100	4,330.00	35,073,000	
グッドコムアセット	12,200	899.00	10,967,800	
ジェイ・エス・ビー	6,300	3,030.00	19,089,000	
ロードスターキャピタル	8,600	2,789.00	23,985,400	
霞ヶ関キャピタル	6,200	15,020.00	93,124,000	
J M ホールディングス	12,200	2,350.00	28,670,000	
コメダホールディングス	42,500	2,720.00	115,600,000	
アレンザホールディングス	12,100	1,101.00	13,322,100	
串カツ田中ホールディングス	4,900	1,313.00	6,433,700	
バロックジャパンリミテッド	18,900	787.00	14,874,300	
クスリのアオキホールディングス	42,200	3,217.00	135,757,400	
力の源ホールディングス	12,100	1,223.00	14,798,300	
F O O D & L I F E C O M P A N I E S	86,500	4,140.00	358,110,000	
アセンテック	6,200	926.00	5,741,200	
セーレン	29,600	2,751.00	81,429,600	

小松マテーレ	22,400	793.00	17,763,200	
ワコールホールディングス	31,800	5,225.00	166,155,000	
ホギメディカル	20,600	4,800.00	98,880,000	
T S I ホールディングス	48,500	1,293.00	62,710,500	
ワールド	23,800	2,423.00	57,667,400	
T I S	162,500	3,760.00	611,000,000	
グリーホールディングス	51,500	538.00	27,707,000	
GMOペパボ	1,900	1,411.00	2,680,900	
コーエーテクモホールディングス	115,500	2,072.50	239,373,750	
三菱総合研究所	7,500	4,720.00	35,400,000	
ファインデックス	12,300	926.00	11,389,800	
ブレインパッド	12,700	1,178.00	14,960,600	
K L a b	38,400	156.00	5,990,400	
ポールトゥウィンホールディングス	22,000	431.00	9,482,000	
ネクソン	337,800	2,062.00	696,543,600	
アイスタイル	46,700	502.00	23,443,400	
エムアップホールディングス	18,800	1,609.00	30,249,200	
エイチーム	10,300	929.00	9,568,700	
セルシス	21,900	1,315.00	28,798,500	
エニグモ	17,100	345.00	5,899,500	
コロプラ	52,200	503.00	26,256,600	
ブロードリーフ	61,700	652.00	40,228,400	
デジタルハーツホールディングス	10,900	1,049.00	11,434,100	
メディアドゥ	6,900	1,638.00	11,302,200	
じげん	38,300	460.00	17,618,000	
ブイキューブ	20,900	210.00	4,389,000	
フィックスターズ	15,500	1,980.00	30,690,000	
CART A H O L D I N G S	8,700	1,463.00	12,728,100	
オブティム	15,900	771.00	12,258,900	
セレス	6,900	3,015.00	20,803,500	
S H I F T	152,500	1,414.50	215,711,250	
特種東海製紙	7,400	3,585.00	26,529,000	
セック	2,600	5,020.00	13,052,000	
テクマトリックス	33,300	2,399.00	79,886,700	
プロシップ	6,800	1,524.00	10,363,200	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	38,000	3,366.00	127,908,000	
GMOペイメントゲートウェイ	35,000	8,515.00	298,025,000	
システムリサーチ	10,500	1,677.00	17,608,500	
インターネットイニシアティブ	84,100	2,899.00	243,805,900	
さくらインターネット	24,100	4,855.00	117,005,500	
GMOグローバルサイン・ホールディングス	4,800	2,448.00	11,750,400	
S R Aホールディングス	8,700	4,455.00	38,758,500	
朝日ネット	16,500	665.00	10,972,500	
e B A S E	21,800	604.00	13,167,200	
アバントグループ	19,400	1,999.00	38,780,600	
アドソル日進	6,500	2,055.00	13,357,500	
フリービット	6,700	1,520.00	10,184,000	
コムチュア	20,200	2,012.00	40,642,400	

アステリア	12,000	602.00	7,224,000	
アイル	8,600	2,613.00	22,471,800	
王子ホールディングス	581,700	603.70	351,172,290	
日本製紙	79,900	919.00	73,428,100	
北越コーポレーション	86,200	1,442.00	124,300,400	
大王製紙	77,500	854.00	66,185,000	
マークライNZ	9,200	2,263.00	20,819,600	
メディカル・データ・ビジョン	18,400	560.00	10,304,000	
g u m i	25,100	438.00	10,993,800	
テラスカイ	6,000	2,472.00	14,832,000	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	7,900	2,142.00	16,921,800	
ネオジャパン	4,000	1,715.00	6,860,000	
P R T I M E S	3,100	2,232.00	6,919,200	
ラクス	72,500	1,971.00	142,897,500	
ダブルスタンダード	5,500	1,754.00	9,647,000	
オーブンドア	10,700	634.00	6,783,800	
アカツキ	7,500	3,065.00	22,987,500	
U b i c o mホールディングス	4,900	1,433.00	7,021,700	
カナミックネットワーク	19,400	457.00	8,865,800	
レンゴー	139,800	809.10	113,112,180	
トーモク	8,800	2,447.00	21,533,600	
ザ・パック	11,300	3,290.00	37,177,000	
チェンジホールディングス	37,900	1,453.00	55,068,700	
オークネット	7,100	2,509.00	17,813,900	
マクロミル	29,400	1,261.00	37,073,400	
オロ	6,500	2,634.00	17,121,000	
ユーザーローカル	6,500	1,894.00	12,311,000	
P K S H A T e c h n o l o g y	12,300	3,950.00	48,585,000	
マネーフォワード	37,500	4,458.00	167,175,000	
レゾナック・ホールディングス	137,900	3,779.00	521,124,100	
住友化学	1,235,200	337.40	416,756,480	
住友精化	7,200	4,860.00	34,992,000	
日産化学	78,900	4,567.00	360,336,300	
ラサ工業	5,500	2,497.00	13,733,500	
クレハ	31,800	2,840.00	90,312,000	
多木化学	6,000	3,335.00	20,010,000	
テイカ	11,100	1,540.00	17,094,000	
石原産業	25,500	1,576.00	40,188,000	
日本曹達	32,600	2,791.00	90,986,600	
東ソー	205,000	2,081.50	426,707,500	
トクヤマ	49,700	2,652.50	131,829,250	
セントラル硝子	19,300	3,185.00	61,470,500	
東亜合成	71,300	1,425.50	101,638,150	
大阪ソーダ	53,600	1,701.00	91,173,600	
関東電化工業	33,200	933.00	30,975,600	
S U N A S T E R I S K	10,900	711.00	7,749,900	
デンカ	55,700	2,080.00	115,856,000	
イビデン	88,800	3,735.00	331,668,000	
信越化学工業	1,366,200	4,704.00	6,426,604,800	

日本カーバイド工業	8,000	1,813.00	14,504,000	
プラスアルファ・コンサルティング	19,400	1,799.00	34,900,600	
電算システムホールディングス	6,800	2,362.00	16,061,600	
堺化学工業	10,700	2,628.00	28,119,600	
第一稀元素化学工業	16,800	690.00	11,592,000	
エア・ウォーター	145,000	1,951.00	282,895,000	
日本酸素ホールディングス	149,000	4,484.00	668,116,000	
日本化学工業	5,700	2,398.00	13,668,600	
日本パーカライジング	68,400	1,268.00	86,731,200	
高圧ガス工業	22,500	840.00	18,900,000	
四国化成ホールディングス	17,300	2,044.00	35,361,200	
戸田工業	3,500	1,175.00	4,112,500	
ステラ ケミファ	8,200	4,475.00	36,695,000	
保土谷化学工業	4,900	3,705.00	18,154,500	
日本触媒	98,300	1,880.00	184,804,000	
大日精化工業	10,600	2,855.00	30,263,000	
カネカ	37,700	3,727.00	140,507,900	
協和キリン	180,800	2,117.00	382,753,600	
APPIER GROUP	46,800	1,618.00	75,722,400	
三菱瓦斯化学	124,500	2,698.00	335,901,000	
三井化学	138,200	3,269.00	451,775,800	
東京応化工業	73,300	3,459.00	253,544,700	
大阪有機化学工業	12,800	2,660.00	34,048,000	
三菱ケミカルグループ	1,122,600	756.20	848,910,120	
KHネオケム	27,700	2,400.00	66,480,000	
ビジョナル	18,100	7,365.00	133,306,500	
ダイセル	174,700	1,388.00	242,483,600	
住友ベークライト	48,400	3,562.00	172,400,800	
積水化学工業	305,900	2,520.00	770,868,000	
日本ゼオン	118,500	1,451.50	172,002,750	
アイカ工業	38,800	3,350.00	129,980,000	
UBE	79,100	2,261.00	178,845,100	
積水樹脂	20,900	1,909.00	39,898,100	
旭有機材	10,200	4,260.00	43,452,000	
ニチバン	9,600	2,084.00	20,006,400	
リケンテクノス	28,700	1,027.00	29,474,900	
大倉工業	7,100	2,992.00	21,243,200	
積水化成品工業	21,700	353.00	7,660,100	
群栄化学工業	3,600	2,687.00	9,673,200	
ダイキョーニシカワ	33,900	632.00	21,424,800	
森六ホールディングス	8,500	2,056.00	17,476,000	
恵和	10,000	1,019.00	10,190,000	
日本化薬	104,100	1,403.50	146,104,350	
カーリット	15,200	1,158.00	17,601,600	
CLホールディングス	3,700	723.00	2,675,100	
プレステージ・インターナショナル	73,800	704.00	51,955,200	
プロトコーポレーション	16,500	2,105.00	34,732,500	
ハイマックス	4,700	1,366.00	6,420,200	
アミューズ	9,600	1,541.00	14,793,600	
野村総合研究所	333,400	5,370.00	1,790,358,000	

ドリームインキュベータ	3,800	3,910.00	14,858,000	
クイック	10,900	1,916.00	20,884,400	
日本システム技術	14,300	1,786.00	25,539,800	
電通グループ	167,600	3,484.00	583,918,400	
インテージホールディングス	8,600	1,760.00	15,136,000	
テイクアンドグヴィ・ニーズ	7,500	938.00	7,035,000	
東邦システムサイエンス	7,100	1,265.00	8,981,500	
ぴあ	5,400	3,125.00	16,875,000	
イオンファンタジー	6,800	3,105.00	21,114,000	
ソースネクスト	78,100	232.00	18,119,200	
シーティーエス	21,800	846.00	18,442,800	
メディカルシステムネットワーク	15,900	401.00	6,375,900	
日本精化	10,200	2,276.00	23,215,200	
扶桑化学工業	14,300	3,340.00	47,762,000	
トリケミカル研究所	16,800	3,325.00	55,860,000	
シンプレクス・ホールディングス	30,000	2,807.00	84,210,000	
HEROZ	6,100	989.00	6,032,900	
ラクスル	37,100	1,263.00	46,857,300	
メルカリ	84,800	2,307.00	195,633,600	
I P S	4,600	2,564.00	11,794,400	
システムサポートホールディングス	6,000	2,035.00	12,210,000	
A D E K A	53,500	2,802.50	149,933,750	
日油	180,700	2,024.00	365,736,800	
ハリマ化成グループ	11,800	859.00	10,136,200	
イーソル	10,400	672.00	6,988,800	
ウイングアーク 1 s t	16,100	3,495.00	56,269,500	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	5,300	902.00	4,780,600	
サーバーワークス	2,600	2,500.00	6,500,000	
S a n s a n	43,400	2,491.00	108,109,400	
ギフティ	13,600	1,401.00	19,053,600	
花王	373,800	6,396.00	2,390,824,800	
第一工業製薬	5,600	2,836.00	15,881,600	
石原ケミカル	6,700	2,200.00	14,740,000	
三洋化成工業	9,500	3,940.00	37,430,000	
メドレー	16,900	3,720.00	62,868,000	
ベース	7,500	2,953.00	22,147,500	
J M D C	18,700	3,209.00	60,008,300	
武田薬品工業	1,368,400	4,137.00	5,661,070,800	
アステラス製薬	1,349,000	1,433.50	1,933,791,500	
住友ファーマ	136,900	765.00	104,728,500	
塩野義製薬	509,900	2,169.50	1,106,228,050	
日本新薬	40,400	3,897.00	157,438,800	
中外製薬	481,300	6,922.00	3,331,558,600	
科研製薬	26,300	4,251.00	111,801,300	
エーザイ	200,700	4,506.00	904,354,200	
理研ビタミン	13,200	2,330.00	30,756,000	
ロート製薬	162,500	2,450.50	398,206,250	
小野薬品工業	314,700	1,537.00	483,693,900	
久光製薬	34,200	4,230.00	144,666,000	

持田製薬	19,300	3,350.00	64,655,000	
参天製薬	278,600	1,445.00	402,577,000	
扶桑薬品工業	6,000	2,498.00	14,988,000	
ツムラ	52,900	4,325.00	228,792,500	
テルモ	1,025,700	2,824.50	2,897,089,650	
H. U. グループホールディングス	46,100	2,644.50	121,911,450	
キッセイ薬品工業	25,500	3,710.00	94,605,000	
生化学工業	29,300	789.00	23,117,700	
栄研化学	24,300	2,140.00	52,002,000	
鳥居薬品	8,200	5,030.00	41,246,000	
J C Rファーマ	52,100	532.00	27,717,200	
東和薬品	20,600	2,909.00	59,925,400	
富士製薬工業	11,300	1,380.00	15,594,000	
ゼリア新薬工業	24,300	2,096.00	50,932,800	
ネクセラファーマ	72,100	983.00	70,874,300	
第一三共	1,451,300	3,833.00	5,562,832,900	
杏林製薬	33,500	1,373.00	45,995,500	
大幸薬品	34,800	325.00	11,310,000	
ダイト	11,400	2,041.00	23,267,400	
大塚ホールディングス	379,900	7,926.00	3,011,087,400	
ペプチドリーム	74,500	1,951.50	145,386,750	
大日本塗料	17,000	1,242.00	21,114,000	
日本ペイントホールディングス	679,500	926.10	629,284,950	
関西ペイント	128,600	2,062.50	265,237,500	
中国塗料	34,700	2,189.00	75,958,300	
藤倉化成	19,300	504.00	9,727,200	
太陽ホールディングス	26,700	3,925.00	104,797,500	
D I C	54,400	3,359.00	182,729,600	
サカタインクス	34,100	1,758.00	59,947,800	
a r t i e n c e	27,500	3,070.00	84,425,000	
アルプス技研	13,800	2,404.00	33,175,200	
サニックス	22,700	231.00	5,243,700	
日本空調サービス	16,900	994.00	16,798,600	
オリエンタルランド	929,400	3,370.00	3,132,078,000	
フォーカスシステムズ	10,300	1,110.00	11,433,000	
ダスキン	34,400	3,772.00	129,756,800	
パーク24	117,800	2,107.50	248,263,500	
明光ネットワークジャパン	19,100	742.00	14,172,200	
ファルコホールディングス	6,400	2,317.00	14,828,800	
クレスコ	25,100	1,184.00	29,718,400	
フジ・メディア・ホールディングス	147,800	2,516.00	371,864,800	
ラウンドワン	148,700	1,394.00	207,287,800	
リゾートトラスト	62,200	3,249.00	202,087,800	
オービック	285,600	4,641.00	1,325,469,600	
ジャストシステム	22,300	3,420.00	76,266,000	
T D Cソフト	25,900	1,360.00	35,224,000	
L I N Eヤフー	2,459,800	496.90	1,222,274,620	
ビー・エム・エル	19,300	2,895.00	55,873,500	
トレンドマイクロ	80,700	9,131.00	736,871,700	
I Dホールディングス	10,400	1,812.00	18,844,800	

リソー教育	98,300	289.00	28,408,700	
日本オラクル	29,400	14,245.00	418,803,000	
早稲田アカデミー	8,700	2,045.00	17,791,500	
アルファシステムズ	4,900	3,455.00	16,929,500	
フューチャー	38,100	1,893.00	72,123,300	
C A C H o l d i n g s	9,500	1,784.00	16,948,000	
ユー・エス・エス	324,300	1,365.00	442,669,500	
オービックビジネスコンサルタント	25,900	7,574.00	196,166,600	
アイティフォー	18,000	1,430.00	25,740,000	
東京個別指導学院	18,700	356.00	6,657,200	
東計電算	4,200	4,490.00	18,858,000	
サイバーエージェント	348,300	1,169.00	407,162,700	
楽天グループ	1,110,300	990.00	1,099,197,000	
クリーク・アンド・リバー社	7,900	1,712.00	13,524,800	
S B I グローバルアセットマネジメン ト	30,900	706.00	21,815,400	
テー・オー・ダブリュー	31,100	311.00	9,672,100	
大塚商会	174,200	3,620.00	630,604,000	
サイボウズ	21,100	2,730.00	57,603,000	
山田コンサルティンググループ	7,900	1,826.00	14,425,400	
セントラルスポーツ	6,000	2,434.00	14,604,000	
パラカ	4,900	1,911.00	9,363,900	
電通総研	14,900	6,210.00	92,529,000	
A C C E S S	16,100	1,061.00	17,082,100	
デジタルガレージ	24,500	4,085.00	100,082,500	
イーエムシステムズ	25,600	779.00	19,942,400	
ウェザーニューズ	12,200	3,445.00	42,029,000	
C I J	38,200	488.00	18,641,600	
ビジネスエンジニアリング	3,600	3,790.00	13,644,000	
WOWOW	11,500	1,008.00	11,592,000	
スカラ	14,200	393.00	5,580,600	
フルキャストホールディングス	12,800	1,480.00	18,944,000	
エン・ジャパン	25,600	1,886.00	48,281,600	
セルソース	10,200	866.00	8,833,200	
あすか製薬ホールディングス	14,100	1,922.00	27,100,200	
サワイグループホールディングス	90,600	1,897.00	171,868,200	
富士フイルムホールディングス	927,300	3,079.00	2,855,156,700	
コニカミノルタ	345,800	561.00	193,993,800	
資生堂	321,100	2,469.00	792,795,900	
ライオン	195,800	1,590.50	311,419,900	
高砂香料工業	10,300	5,030.00	51,809,000	
マンダム	30,600	1,218.00	37,270,800	
ミルボン	24,600	3,120.00	76,752,000	
コーセー	31,300	6,580.00	205,954,000	
コタ	15,600	1,595.00	24,882,000	
ポーラ・オルビスホールディングス	78,800	1,362.50	107,365,000	
ノエビアホールディングス	13,800	4,300.00	59,340,000	
新日本製薬	8,800	1,936.00	17,036,800	
I - n e	5,200	2,117.00	11,008,400	
アクシージア	10,200	438.00	4,467,600	

エステー	12,400	1,518.00	18,823,200	
コニシ	48,500	1,241.00	60,188,500	
長谷川香料	29,400	2,881.00	84,701,400	
小林製薬	40,400	5,744.00	232,057,600	
荒川化学工業	14,300	1,141.00	16,316,300	
メック	12,600	3,105.00	39,123,000	
日本高純度化学	3,800	3,120.00	11,856,000	
タカラバイオ	48,400	1,017.00	49,222,800	
JCU	17,000	3,865.00	65,705,000	
OATアグリオ	6,400	1,958.00	12,531,200	
デクセリアルズ	134,800	2,030.00	273,644,000	
アース製薬	14,100	4,970.00	70,077,000	
北興化学工業	13,800	1,364.00	18,823,200	
大成ラミック	4,600	2,530.00	11,638,000	
クミアイ化学工業	61,100	762.00	46,558,200	
日本農薬	23,600	750.00	17,700,000	
ニチレキグループ	16,400	2,283.00	37,441,200	
ユシロ化学工業	7,800	2,166.00	16,894,800	
富士石油	40,400	322.00	13,008,800	
出光興産	718,800	1,036.00	744,676,800	
ENEOSホールディングス	2,608,600	772.20	2,014,360,920	
コスモエネルギーホールディングス	50,700	6,805.00	345,013,500	
ANYCOLOR	20,700	3,360.00	69,552,000	
テスホールディングス	32,700	291.00	9,515,700	
インフロニア・ホールディングス	157,500	1,156.50	182,148,750	
横浜ゴム	77,800	3,472.00	270,121,600	
TOYO TIRE	88,300	2,481.50	219,116,450	
ブリヂストン	450,100	5,492.00	2,471,949,200	
住友ゴム工業	150,900	1,786.00	269,507,400	
藤倉コンポジット	14,700	1,598.00	23,490,600	
オカモト	8,100	5,260.00	42,606,000	
アキレス	8,300	1,482.00	12,300,600	
フコク	9,100	1,760.00	16,016,000	
ニッタ	15,100	3,690.00	55,719,000	
住友理工	29,800	1,775.00	52,895,000	
三ツ星ベルト	21,300	3,880.00	82,644,000	
パンドー化学	23,000	1,881.00	43,263,000	
AGC	149,600	4,190.00	626,824,000	
日本板硝子	78,700	346.00	27,230,200	
有沢製作所	23,200	1,439.00	33,384,800	
日本電気硝子	57,200	3,541.00	202,545,200	
オハラ	7,300	1,096.00	8,000,800	
住友大阪セメント	26,600	3,328.00	88,524,800	
太平洋セメント	94,900	3,846.00	364,985,400	
日本ヒューム	13,600	1,604.00	21,814,400	
日本コンクリート工業	29,700	372.00	11,048,400	
三谷セキサン	5,400	4,985.00	26,919,000	
アジアパイルホールディングス	21,900	852.00	18,658,800	
東海カーボン	141,800	864.60	122,600,280	
日本カーボン	8,800	4,275.00	37,620,000	

東洋炭素	10,800	3,875.00	41,850,000	
ノリタケ	17,000	3,630.00	61,710,000	
TOTO	111,600	3,668.00	409,348,800	
日本碍子	170,900	1,899.00	324,539,100	
日本特殊陶業	125,700	4,585.00	576,334,500	
MARUWA	6,400	37,200.00	238,080,000	
品川リフラクトリーズ	18,900	1,771.00	33,471,900	
黒崎播磨	10,400	2,593.00	26,967,200	
ヨータイ	7,800	1,693.00	13,205,400	
フジミインコーポレーテッド	41,400	2,090.00	86,526,000	
ニチアス	39,100	4,757.00	185,998,700	
日本製鉄	801,100	3,358.00	2,690,093,800	
神戸製鋼所	318,200	1,774.50	564,645,900	
中山製鋼所	32,800	764.00	25,059,200	
合同製鐵	8,900	4,045.00	36,000,500	
JFEホールディングス	476,700	1,767.00	842,328,900	
東京製鐵	44,100	1,562.00	68,884,200	
共英製鋼	15,600	1,976.00	30,825,600	
大和工業	29,800	7,745.00	230,801,000	
東京鐵鋼	7,000	5,920.00	41,440,000	
大阪製鐵	7,300	2,642.00	19,286,600	
淀川製鋼所	14,600	5,720.00	83,512,000	
中部鋼鈑	10,400	2,221.00	23,098,400	
丸一鋼管	48,300	3,468.00	167,504,400	
モリ工業	3,700	4,635.00	17,149,500	
大同特殊鋼	99,800	1,215.00	121,257,000	
日本冶金工業	10,700	4,415.00	47,240,500	
山陽特殊製鋼	15,800	2,748.00	43,418,400	
愛知製鋼	9,200	6,800.00	62,560,000	
大太平洋金属	14,600	1,578.00	23,038,800	
新日本電工	94,800	284.00	26,923,200	
栗本鐵工所	7,300	4,615.00	33,689,500	
日本製鋼所	46,900	5,541.00	259,872,900	
三菱製鋼	11,700	1,609.00	18,825,300	
日本精練	12,600	1,343.00	16,921,800	
エンビプロ・ホールディングス	15,700	398.00	6,248,600	
大紀アルミニウム工業所	22,800	1,045.00	23,826,000	
日本輕金属ホールディングス	46,300	1,601.00	74,126,300	
三井金属鉱業	39,700	4,580.00	181,826,000	
東邦亜鉛	12,500	550.00	6,875,000	
三菱マテリアル	113,100	2,459.00	278,112,900	
住友金属鉱山	200,000	3,626.00	725,200,000	
DOWAホールディングス	42,800	4,624.00	197,907,200	
古河機械金属	20,800	2,036.00	42,348,800	
大阪チタニウムテクノロジーズ	27,400	1,957.00	53,621,800	
東邦チタニウム	32,800	1,027.00	33,685,600	
UACJ	22,400	5,260.00	117,824,000	
CKサンエツ	2,900	3,925.00	11,382,500	
古河電氣工業	51,500	7,386.00	380,379,000	
住友電氣工業	546,200	2,870.50	1,567,867,100	

フジクラ	169,600	6,230.00	1,056,608,000	
SWCC	21,200	7,310.00	154,972,000	
平河ヒューテック	10,100	1,475.00	14,897,500	
いよぎんホールディングス	197,700	1,575.50	311,476,350	
しずおかフィナンシャルグループ	332,800	1,362.50	453,440,000	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	127,200	1,564.00	198,940,800	
楽天銀行	70,100	4,878.00	341,947,800	
京都フィナンシャルグループ	190,000	2,154.50	409,355,000	
リョービ	16,800	2,228.00	37,430,400	
AREホールディングス	64,000	1,850.00	118,400,000	
東洋製罐グループホールディングス	101,000	2,400.00	242,400,000	
ホッカンホールディングス	8,500	1,628.00	13,838,000	
コロナ	8,900	935.00	8,321,500	
横河ブリッジホールディングス	27,200	2,650.00	72,080,000	
三和ホールディングス	156,200	4,853.00	758,038,600	
文化シヤッター	41,500	1,929.00	80,053,500	
三協立山	19,800	590.00	11,682,000	
アルインコ	12,000	1,062.00	12,744,000	
LIXIL	230,700	1,726.00	398,188,200	
ノーリツ	22,500	1,691.00	38,047,500	
長府製作所	17,600	2,018.00	35,516,800	
リンナイ	84,100	3,418.00	287,453,800	
ユニプレス	27,500	1,083.00	29,782,500	
日東精工	23,100	567.00	13,097,700	
岡部	28,200	740.00	20,868,000	
ジーテクト	17,600	1,706.00	30,025,600	
東プレ	27,800	1,829.00	50,846,200	
高周波熱錬	23,500	1,005.00	23,617,500	
東京製綱	9,400	1,354.00	12,727,600	
サンコール	17,500	250.00	4,375,000	
パイオラックス	21,200	2,318.00	49,141,600	
エイチワン	16,300	991.00	16,153,300	
日本発条	139,900	1,915.00	267,908,500	
中央発條	10,200	1,540.00	15,708,000	
三浦工業	71,800	3,530.00	253,454,000	
タクマ	52,400	1,660.00	86,984,000	
テクノプロ・ホールディングス	95,900	2,961.00	283,959,900	
アイ・アールジャパンホールディングス	8,100	741.00	6,002,100	
Keepert 技研	9,800	4,430.00	43,414,000	
Gunosy	12,600	606.00	7,635,600	
イー・ガーディアン	7,500	1,917.00	14,377,500	
ジャパンマテリアル	48,300	1,655.00	79,936,500	
ベクトル	21,400	1,004.00	21,485,600	
チャーム・ケア・コーポレーション	13,200	1,293.00	17,067,600	
キャリアリンク	5,800	2,454.00	14,233,200	
IBJ	12,000	643.00	7,716,000	
アサンテ	7,700	1,663.00	12,805,100	
バリューHR	14,200	1,508.00	21,413,600	
M&Aキャピタルパートナーズ	12,700	3,030.00	38,481,000	

ライドオンエクスプレスホールディングス	6,300	1,020.00	6,426,000	
シグマクシス・ホールディングス	46,200	976.00	45,091,200	
ウィルグループ	13,300	1,002.00	13,326,600	
メドピア	12,700	473.00	6,007,100	
リクルートホールディングス	1,229,800	10,700.00	13,158,860,000	
エラン	20,700	752.00	15,566,400	
ツガミ	33,200	1,599.00	53,086,800	
オークマ	27,100	3,515.00	95,256,500	
芝浦機械	20,300	3,725.00	75,617,500	
アマダ	215,100	1,568.50	337,384,350	
アイダエンジニアリング	34,600	796.00	27,541,600	
F U J I	67,300	2,167.50	145,872,750	
牧野フライス製作所	17,100	11,930.00	204,003,000	
オーエスジー	68,200	1,691.50	115,360,300	
旭ダイヤモンド工業	38,500	895.00	34,457,500	
DMG森精機	97,600	2,414.00	235,606,400	
ソディック	40,900	803.00	32,842,700	
ディスコ	74,500	46,000.00	3,427,000,000	
日東工器	6,000	2,265.00	13,590,000	
日進工具	12,800	752.00	9,625,600	
富士ダイス	11,400	810.00	9,234,000	
日本郵政	1,765,400	1,627.50	2,873,188,500	
ベルシステム24ホールディングス	16,900	1,218.00	20,584,200	
鎌倉新書	13,500	535.00	7,222,500	
エアトリ	11,500	1,244.00	14,306,000	
アトラエ	11,000	724.00	7,964,000	
ストライク	7,700	3,170.00	24,409,000	
ソラスト	43,500	467.00	20,314,500	
セラク	4,900	1,884.00	9,231,600	
インソース	34,200	1,011.00	34,576,200	
豊田自動織機	130,800	12,670.00	1,657,236,000	
リケンNPR	19,400	2,451.00	47,549,400	
島精機製作所	24,600	941.00	23,148,600	
オプトラン	25,300	1,825.00	46,172,500	
イワキ	10,300	2,272.00	23,401,600	
フリュー	14,500	1,073.00	15,558,500	
ヤマシンフィルタ	32,800	610.00	20,008,000	
日阪製作所	18,800	1,053.00	19,796,400	
やまびこ	25,200	2,515.00	63,378,000	
野村マイクロ・サイエンス	25,600	2,409.00	61,670,400	
平田機工	7,400	5,380.00	39,812,000	
P E G A S U S	17,100	477.00	8,156,700	
マルマエ	6,700	1,487.00	9,962,900	
タツモ	11,000	2,024.00	22,264,000	
ナブテスコ	97,100	2,709.50	263,092,450	
三井海洋開発	19,500	3,125.00	60,937,500	
レオン自動機	16,300	1,456.00	23,732,800	
SMC	46,300	56,650.00	2,622,895,000	
ホソカワミクロン	10,800	4,160.00	44,928,000	

ユニオンツール	6,800	4,585.00	31,178,000	
瑞光	9,900	1,318.00	13,048,200	
オイレス工業	20,900	2,428.00	50,745,200	
日精エー・エス・ビー機械	5,400	5,420.00	29,268,000	
サトーホールディングス	19,300	2,210.00	42,653,000	
技研製作所	14,500	1,475.00	21,387,500	
日本エアータック	7,200	1,080.00	7,776,000	
日精樹脂工業	10,200	953.00	9,720,600	
ワイエイシイホールディングス	15,800	890.00	14,062,000	
小松製作所	763,300	4,544.00	3,468,435,200	
住友重機械工業	91,700	3,095.00	283,811,500	
日立建機	61,600	3,693.00	227,488,800	
日工	23,100	707.00	16,331,700	
巴工業	6,100	3,725.00	22,722,500	
井関農機	14,500	946.00	13,717,000	
TOWA	47,500	1,752.00	83,220,000	
北川鉄工所	6,100	1,208.00	7,368,800	
ローツェ	80,900	1,655.50	133,929,950	
クボタ	792,100	1,890.50	1,497,465,050	
荏原実業	7,400	3,845.00	28,453,000	
東洋エンジニアリング	22,300	725.00	16,167,500	
三菱化工機	5,500	3,765.00	20,707,500	
月島ホールディングス	20,800	1,579.00	32,843,200	
帝国電機製作所	10,600	2,840.00	30,104,000	
新東工業	34,400	909.00	31,269,600	
澁谷工業	14,500	3,670.00	53,215,000	
アイチコーポレーション	25,600	1,469.00	37,606,400	
小森コーポレーション	38,000	1,321.00	50,198,000	
鶴見製作所	11,700	3,295.00	38,551,500	
酒井重工業	6,100	2,360.00	14,396,000	
荏原製作所	317,900	2,471.50	785,689,850	
西島製作所	13,400	2,210.00	29,614,000	
北越工業	15,600	2,011.00	31,371,600	
ダイキン工業	201,600	16,360.00	3,298,176,000	
オルガノ	24,000	7,180.00	172,320,000	
トーヨーカネツ	5,800	3,810.00	22,098,000	
栗田工業	86,600	5,111.00	442,612,600	
椿本チエイン	70,200	1,880.00	131,976,000	
日機装	39,800	991.00	39,441,800	
木村化工機	11,800	813.00	9,593,400	
レイズネクスト	21,900	1,564.00	34,251,600	
アネスト岩田	26,300	1,347.00	35,426,100	
ダイフク	261,300	3,091.00	807,678,300	
サムコ	3,700	2,999.00	11,096,300	
タダノ	89,000	1,098.00	97,722,000	
フジテック	49,800	5,897.00	293,670,600	
CKD	42,900	2,507.00	107,550,300	
平和	51,600	2,332.00	120,331,200	
理想科学工業	24,700	1,437.00	35,493,900	
SANKYO	179,000	2,308.00	413,132,000	

日本金銭機械	18,700	1,183.00	22,122,100	
マースグループホールディングス	10,400	3,195.00	33,228,000	
フクシマガリレイ	22,700	2,537.00	57,589,900	
ダイコク電機	6,800	2,891.00	19,658,800	
竹内製作所	28,000	5,410.00	151,480,000	
アマノ	43,900	3,872.00	169,980,800	
J U K I	24,200	394.00	9,534,800	
ジャノメ	13,500	1,007.00	13,594,500	
ブラザー工業	207,000	2,777.00	574,839,000	
マックス	19,100	4,305.00	82,225,500	
モリタホールディングス	24,200	2,171.00	52,538,200	
グローリー	40,700	2,625.00	106,837,500	
新晃工業	44,300	1,230.00	54,489,000	
大和冷機工業	23,800	1,607.00	38,246,600	
セガサミーホールディングス	138,300	3,191.00	441,315,300	
T P R	19,600	2,368.00	46,412,800	
ツバキ・ナカシマ	38,100	452.00	17,221,200	
ホシザキ	99,800	5,479.00	546,804,200	
大豊工業	13,500	658.00	8,883,000	
日本精工	286,700	639.20	183,258,640	
NTN	366,400	244.10	89,438,240	
ジェイテクト	137,800	1,184.00	163,155,200	
不二越	11,400	3,345.00	38,133,000	
ミネベアミツミ	269,200	2,463.50	663,174,200	
日本トムソン	42,100	515.00	21,681,500	
THK	89,300	3,788.00	338,268,400	
ユーシン精機	14,400	676.00	9,734,400	
前澤給装工業	11,000	1,348.00	14,828,000	
イーグル工業	17,100	2,037.00	34,832,700	
P I L L A R	14,400	3,845.00	55,368,000	
キッツ	51,900	1,160.00	60,204,000	
日立製作所	3,987,800	4,080.00	16,270,224,000	
三菱電機	1,575,200	2,439.50	3,842,700,400	
富士電機	94,200	7,250.00	682,950,000	
安川電機	168,400	4,179.00	703,743,600	
シンフォニア テクノロジー	15,500	6,540.00	101,370,000	
明電舎	26,100	4,550.00	118,755,000	
山洋電気	6,700	9,670.00	64,789,000	
デンヨー	11,700	2,650.00	31,005,000	
PHCホールディングス	29,000	1,016.00	29,464,000	
KOKUSAI ELECTRIC	108,400	2,517.50	272,897,000	
ソシオネクスト	154,400	2,122.50	327,714,000	
ベイカレント	115,700	6,606.00	764,314,200	
Orchestra Holdings	3,500	810.00	2,835,000	
アイモバイル	19,900	483.00	9,611,700	
MS-Japan	8,600	1,099.00	9,451,400	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	61,300	3,015.00	184,819,500	
エル・ティー・エス	2,100	2,595.00	5,449,500	

ミダックホールディングス	9,600	1,616.00	15,513,600	
キュービーネットホールディングス	9,100	1,030.00	9,373,000	
オープングループ	24,900	277.00	6,897,300	
三櫻工業	21,200	726.00	15,391,200	
マキタ	192,600	4,390.00	845,514,000	
東芝テック	23,300	3,175.00	73,977,500	
芝浦メカトロニクス	11,200	9,200.00	103,040,000	
マブチモーター	67,900	2,083.00	141,435,700	
ニデック	683,700	2,618.00	1,789,926,600	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	9,900	295.00	2,920,500	
トレックス・セミコンダクター	7,300	1,200.00	8,760,000	
東光高岳	8,300	2,139.00	17,753,700	
ダブル・スコープ	47,600	249.00	11,852,400	
宮越ホールディングス	6,900	1,280.00	8,832,000	
ダイヘン	14,600	7,720.00	112,712,000	
ヤーマン	30,000	755.00	22,650,000	
JVCケンウッド	122,100	1,565.50	191,147,550	
ミマキエンジニアリング	12,800	1,398.00	17,894,400	
大崎電気工業	33,400	859.00	28,690,600	
オムロン	141,800	4,870.00	690,566,000	
日東工業	20,700	2,885.00	59,719,500	
I D E C	23,000	2,522.00	58,006,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	69,100	2,476.50	171,126,150	
テクノメディカ	2,900	1,765.00	5,118,500	
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	6,300	525.00	3,307,500	
日本電気	219,000	15,505.00	3,395,595,000	
富士通	1,425,100	2,991.00	4,262,474,100	
沖電気工業	75,100	955.00	71,720,500	
電気興業	6,300	1,683.00	10,602,900	
サンケン電気	15,900	5,958.00	94,732,200	
アイホン	9,500	2,668.00	25,346,000	
ルネサスエレクトロニクス	1,179,800	2,466.50	2,909,976,700	
セイコーエプソン	198,600	2,499.50	496,400,700	
ワコム	108,900	648.00	70,567,200	
アルバック	34,000	6,066.00	206,244,000	
アクセル	7,700	1,317.00	10,140,900	
E I Z O	20,100	2,108.00	42,370,800	
ジャパンディスプレイ	667,000	19.00	12,673,000	
日本信号	35,200	905.00	31,856,000	
京三製作所	36,000	512.00	18,432,000	
能美防災	20,800	3,120.00	64,896,000	
ホーチキ	9,900	2,474.00	24,492,600	
エレコム	36,900	1,502.00	55,423,800	
パナソニック ホールディングス	1,829,700	1,775.00	3,247,717,500	
シャープ	223,700	957.20	214,125,640	
アンリツ	109,100	1,413.50	154,212,850	
富士通ゼネラル	43,800	2,756.00	120,712,800	
ソニーグループ	5,290,900	3,483.00	18,428,204,700	
T D K	1,337,400	1,723.00	2,304,340,200	

帝国通信工業	6,800	2,300.00	15,640,000	
タムラ製作所	61,600	606.00	37,329,600	
アルプスアルパイン	125,800	1,583.00	199,141,400	
日本電波工業	14,500	856.00	12,412,000	
鈴木	8,200	1,715.00	14,063,000	
メイコー	15,200	8,520.00	129,504,000	
日本トリム	3,500	3,700.00	12,950,000	
フォスター電機	15,800	1,577.00	24,916,600	
SMK	3,700	2,872.00	10,626,400	
ヨコオ	13,800	1,631.00	22,507,800	
ホシデン	38,500	2,137.00	82,274,500	
ヒロセ電機	22,700	18,035.00	409,394,500	
日本航空電子工業	40,400	2,859.00	115,503,600	
TOA	15,800	963.00	15,215,400	
マクセル	29,600	1,922.00	56,891,200	
古野電気	18,200	2,435.00	44,317,000	
スミダコーポレーション	20,700	936.00	19,375,200	
アイコム	6,000	2,686.00	16,116,000	
リオン	6,400	2,610.00	16,704,000	
横河電機	169,500	3,046.00	516,297,000	
新電元工業	6,000	2,498.00	14,988,000	
アズビル	417,900	1,184.50	495,002,550	
日本光電工業	137,200	2,253.00	309,111,600	
チノー	6,400	2,259.00	14,457,600	
日本電子材料	9,500	2,254.00	21,413,000	
堀場製作所	29,000	9,690.00	281,010,000	
アドバンテスト	483,300	8,606.00	4,159,279,800	
エスベック	13,700	2,531.00	34,674,700	
キーエンス	153,400	63,100.00	9,679,540,000	
日置電機	8,000	7,340.00	58,720,000	
シスメックス	396,900	2,807.00	1,114,098,300	
日本マイクロニクス	25,200	3,930.00	99,036,000	
メガチップス	11,700	5,750.00	67,275,000	
OBARA GROUP	9,600	3,600.00	34,560,000	
IMAGICA GROUP	15,500	535.00	8,292,500	
デンソー	1,502,100	1,964.00	2,950,124,400	
コーセル	16,400	1,023.00	16,777,200	
イリソ電子工業	15,600	2,826.00	44,085,600	
オプテックスグループ	28,100	1,642.00	46,140,200	
千代田インテグレ	5,400	2,830.00	15,282,000	
レーザーテック	59,500	15,240.00	906,780,000	
スタンレー電気	96,000	2,609.50	250,512,000	
ウシオ電機	67,800	2,048.50	138,888,300	
日本セラミック	14,100	2,580.00	36,378,000	
古河電池	11,200	1,382.00	15,478,400	
山一電機	12,500	2,232.00	27,900,000	
図研	14,100	4,885.00	68,878,500	
日本電子	35,400	5,618.00	198,877,200	
カシオ計算機	122,500	1,275.50	156,248,750	
ファナック	741,900	4,465.00	3,312,583,500	

日本シイエムケイ	44,800	467.00	20,921,600	
エンプラス	4,600	4,400.00	20,240,000	
大真空	18,700	597.00	11,163,900	
ローム	277,700	1,544.50	428,907,650	
浜松ホトニクス	246,300	1,779.50	438,290,850	
三井ハイテック	67,900	865.00	58,733,500	
新光電気工業	54,100	5,867.00	317,404,700	
京セラ	952,800	1,648.50	1,570,690,800	
太陽誘電	67,200	2,268.00	152,409,600	
村田製作所	1,350,500	2,526.50	3,412,038,250	
双葉電子工業	29,100	493.00	14,346,300	
日東電工	486,500	2,916.00	1,418,634,000	
東海理化電機製作所	43,300	2,261.00	97,901,300	
ニチコン	40,400	1,258.00	50,823,200	
日本ケミコン	18,900	1,008.00	19,051,200	
K O A	25,500	944.00	24,072,000	
三井E & S	82,800	1,595.00	132,066,000	
カナデビア	126,900	958.00	121,570,200	
三菱重工業	2,708,200	2,209.50	5,983,767,900	
川崎重工業	115,400	7,139.00	823,840,600	
I H I	124,100	8,915.00	1,106,351,500	
名村造船所	43,700	1,990.00	86,963,000	
マネジメントソリューションズ	7,700	1,659.00	12,774,300	
プロレド・パートナーズ	3,900	405.00	1,579,500	
フロンティア・マネジメント	4,800	770.00	3,696,000	
アンビスホールディングス	33,900	769.00	26,069,100	
カーブスホールディングス	43,100	733.00	31,592,300	
フォーラムエンジニアリング	18,300	1,033.00	18,903,900	
FAST FITNESS JAPAN	5,500	1,273.00	7,001,500	
Mac bee Planet	4,500	3,380.00	15,210,000	
日本車輛製造	5,900	2,171.00	12,808,900	
三菱ロジスネクスト	24,400	1,916.00	46,750,400	
フルサト・マルカホールディングス	13,100	2,357.00	30,876,700	
ヤマエグループホールディングス	17,500	2,198.00	38,465,000	
F P G	53,800	2,465.00	132,617,000	
全国保証	39,700	5,484.00	217,714,800	
めぶきフィナンシャルグループ	758,200	658.10	498,971,420	
ジャパンインベストメントアドバイザー	24,500	1,220.00	29,890,000	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	19,300	5,280.00	101,904,000	
九州フィナンシャルグループ	265,700	759.00	201,666,300	
かんぽ生命保険	175,700	3,003.00	527,627,100	
ゆうちょ銀行	1,244,600	1,576.00	1,961,489,600	
富山第一銀行	48,000	1,018.00	48,864,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	803,300	862.30	692,685,590	
ジェイリース	11,200	1,323.00	14,817,600	
西日本フィナンシャルホールディングス	93,000	2,000.00	186,000,000	

S B I アルヒ	15,500	844.00	13,082,000	
プレミアグループ	25,500	2,509.00	63,979,500	
日産自動車	1,916,400	445.90	854,522,760	
いすゞ自動車	473,600	2,004.00	949,094,400	
トヨタ自動車	8,150,900	2,824.50	23,022,217,050	
日野自動車	230,700	473.20	109,167,240	
三菱自動車工業	586,200	394.90	231,490,380	
武蔵精密工業	37,500	2,981.00	111,787,500	
日産車体	23,400	1,047.00	24,499,800	
新明和工業	44,000	1,347.00	59,268,000	
極東開発工業	20,600	2,477.00	51,026,200	
トピー工業	12,400	2,161.00	26,796,400	
ティラド	3,400	3,615.00	12,291,000	
曙ブレーキ工業	93,600	114.00	10,670,400	
タチエス	28,200	1,835.00	51,747,000	
NOK	59,600	2,460.00	146,616,000	
フタバ産業	46,200	800.00	36,960,000	
カヤバ	26,200	2,900.00	75,980,000	
市光工業	27,700	400.00	11,080,000	
大同メタル工業	29,900	499.00	14,920,100	
プレス工業	60,000	568.00	34,080,000	
太平洋工業	35,100	1,500.00	52,650,000	
アイシン	324,700	1,756.50	570,335,550	
マツダ	471,000	1,034.00	487,014,000	
本田技研工業	3,633,000	1,436.50	5,218,804,500	
スズキ	1,239,200	1,920.00	2,379,264,000	
SUBARU	462,300	2,910.00	1,345,293,000	
ヤマハ発動機	647,300	1,215.00	786,469,500	
小糸製作所	158,900	2,026.50	322,010,850	
エクセディ	25,000	4,705.00	117,625,000	
ミツバ	28,900	830.00	23,987,000	
豊田合成	43,800	2,751.00	120,493,800	
愛三工業	29,100	1,949.00	56,715,900	
ヨロズ	15,900	1,036.00	16,472,400	
エフ・シー・シー	26,800	3,020.00	80,936,000	
シマノ	66,400	20,920.00	1,389,088,000	
テイ・エス テック	62,300	1,767.50	110,115,250	
三十三フィナンシャルグループ	13,600	2,388.00	32,476,800	
第四北越フィナンシャルグループ	47,500	2,813.00	133,617,500	
ひろぎんホールディングス	212,500	1,187.00	252,237,500	
おきなわフィナンシャルグループ	11,800	2,569.00	30,314,200	
ダイレクトマーケティングミックス	19,000	276.00	5,244,000	
ポピンズ	2,800	1,206.00	3,376,800	
LITALICO	14,400	1,147.00	16,516,800	
十六フィナンシャルグループ	21,100	4,650.00	98,115,000	
北國フィナンシャルホールディングス	14,700	5,260.00	77,322,000	
ネットプロテクションズホールディングス	50,300	485.00	24,395,500	
プロクレアホールディングス	17,200	1,693.00	29,119,600	
F P パートナー	6,600	2,248.00	14,836,800	

あいちフィナンシャルグループ	28,100	2,700.00	75,870,000	
ジャムコ	9,300	1,795.00	16,693,500	
小野建	17,800	1,522.00	27,091,600	
ノジマ	53,000	2,284.00	121,052,000	
佐島電機	11,300	1,676.00	18,938,800	
カップ・クリエイト	25,500	1,423.00	36,286,500	
伯東	9,300	4,575.00	42,547,500	
コンドーテック	12,400	1,345.00	16,678,000	
ナガイレーベン	20,400	1,971.00	40,208,400	
三菱食品	14,900	4,835.00	72,041,500	
良品計画	193,100	3,915.00	755,986,500	
松田産業	12,300	3,180.00	39,114,000	
第一興商	62,800	1,783.00	111,972,400	
メディパルホールディングス	175,900	2,199.00	386,804,100	
アドヴァングループ	13,900	980.00	13,622,000	
S P K	6,600	2,140.00	14,124,000	
萩原電気ホールディングス	7,000	3,530.00	24,710,000	
アルビス	5,400	2,648.00	14,299,200	
アズワン	50,300	2,502.50	125,875,750	
スズデン	6,900	1,914.00	13,206,600	
シモジマ	10,800	1,345.00	14,526,000	
ドウシシャ	14,900	2,102.00	31,319,800	
高速	9,700	2,414.00	23,415,800	
G-7ホールディングス	17,700	1,390.00	24,603,000	
たけびし	6,900	1,915.00	13,213,500	
イオン北海道	40,100	865.00	34,686,500	
コジマ	31,300	1,014.00	31,738,200	
コーナン商事	17,800	3,535.00	62,923,000	
エコス	6,100	2,016.00	12,297,600	
ワタミ	19,500	917.00	17,881,500	
リックス	3,700	2,916.00	10,789,200	
システムソフト	53,200	62.00	3,298,400	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	327,800	4,308.00	1,412,162,400	
丸文	14,500	1,131.00	16,399,500	
西松屋チェーン	35,900	2,276.00	81,708,400	
ゼンショーホールディングス	92,100	8,753.00	806,151,300	
ハビネット	12,400	4,865.00	60,326,000	
幸楽苑	12,000	1,061.00	12,732,000	
橋本総業ホールディングス	6,400	1,237.00	7,916,800	
日本ライフライン	43,500	1,584.00	68,904,000	
サイゼリヤ	24,100	4,605.00	110,980,500	
タカショー	13,200	403.00	5,319,600	
V Tホールディングス	63,100	529.00	33,379,900	
アルゴグラフィックス	14,200	4,990.00	70,858,000	
魚力	5,700	2,430.00	13,851,000	
I D O M	55,000	1,119.00	61,545,000	
日本エム・ディ・エム	12,100	624.00	7,550,400	
フジ・コーポレーション	7,400	1,978.00	14,637,200	
ユナイテッドアローズ	17,300	2,273.00	39,322,900	

進和	9,900	2,883.00	28,541,700	
ダイトロン	7,000	3,135.00	21,945,000	
ハイデイ日高	26,200	2,785.00	72,967,000	
シークス	23,300	1,152.00	26,841,600	
コロワイド	91,600	1,700.00	155,720,000	
オーハシテクニカ	7,700	1,971.00	15,176,700	
壱番屋	64,000	973.00	62,272,000	
白銅	4,800	2,373.00	11,390,400	
スギホールディングス	87,200	2,613.00	227,853,600	
薬王堂ホールディングス	7,900	1,950.00	15,405,000	
島津製作所	220,700	4,156.00	917,229,200	
JMS	14,100	450.00	6,345,000	
長野計器	10,000	2,210.00	22,100,000	
ブイ・テクノロジー	7,400	2,292.00	16,960,800	
スター精密	26,000	1,965.00	51,090,000	
東京計器	10,700	3,160.00	33,812,000	
愛知時計電機	7,300	1,842.00	13,446,600	
インターアクション	9,300	1,086.00	10,099,800	
東京精密	31,500	8,800.00	277,200,000	
マニー	61,300	1,350.00	82,755,000	
ニコン	241,700	1,536.50	371,372,050	
トプコン	87,100	2,810.00	244,751,000	
オリンパス	877,900	2,250.50	1,975,713,950	
理研計器	21,800	3,175.00	69,215,000	
SCREENホールディングス	64,000	10,205.00	653,120,000	
キャノン電子	14,500	2,496.00	36,192,000	
タムロン	21,100	4,610.00	97,271,000	
HOYA	299,500	18,840.00	5,642,580,000	
ノーリツ鋼機	14,500	4,710.00	68,295,000	
A&Dホロンホールディングス	19,100	1,917.00	36,614,700	
朝日インテック	187,000	2,544.00	475,728,000	
キャノン	764,900	4,760.00	3,640,924,000	
リコー	403,800	1,725.00	696,555,000	
シチズン時計	141,000	907.00	127,887,000	
メニコン	57,300	1,366.00	78,271,800	
パラマウントベッドホールディングス	33,100	2,761.00	91,389,100	
トランザクション	10,100	1,970.00	19,897,000	
ニホンフラッシュ	13,100	803.00	10,519,300	
前田工繊	27,300	1,849.00	50,477,700	
アートネイチャー	15,900	770.00	12,243,000	
フルヤ金属	13,100	3,325.00	43,557,500	
バンダイナムコホールディングス	416,300	4,721.00	1,965,352,300	
SHOEI	43,200	2,042.00	88,214,400	
フランスベッドホールディングス	22,200	1,296.00	28,771,200	
マーベラス	28,400	528.00	14,995,200	
パイロットコーポレーション	23,500	4,362.00	102,507,000	
萩原工業	10,200	1,488.00	15,177,600	
エイベックス	28,900	1,440.00	41,616,000	
フジシールインターナショナル	34,500	2,390.00	82,455,000	
タカラトミー	64,300	5,053.00	324,907,900	

広済堂ホールディングス	57,900	536.00	31,034,400	
レック	19,600	1,287.00	25,225,200	
三光合成	19,300	677.00	13,066,100	
プロネクス	16,000	1,289.00	20,624,000	
TOPPANホールディングス	200,900	4,055.00	814,649,500	
大日本印刷	317,900	2,134.00	678,398,600	
共同印刷	4,500	4,170.00	18,765,000	
NISSHA	26,200	1,619.00	42,417,800	
ZACROS	12,100	4,175.00	50,517,500	
TAKARA & COMPANY	8,300	3,045.00	25,273,500	
前澤化成工業	10,800	1,765.00	19,062,000	
未来工業	5,600	3,500.00	19,600,000	
アシックス	566,200	3,258.00	1,844,679,600	
ツツミ	3,600	2,335.00	8,406,000	
JSP	12,600	2,111.00	26,598,600	
ニチハ	19,200	2,952.00	56,678,400	
ローランド	11,200	3,770.00	42,224,000	
エフピコ	33,900	2,898.00	98,242,200	
小松ウオール工業	11,200	1,513.00	16,945,600	
ヤマハ	274,100	1,131.00	310,007,100	
河合楽器製作所	4,800	3,050.00	14,640,000	
クリナップ	14,900	659.00	9,819,100	
ビジョン	97,600	1,443.00	140,836,800	
天馬	12,700	2,716.00	34,493,200	
キングジム	13,700	863.00	11,823,100	
象印マホービン	45,700	1,663.00	75,999,100	
リンテック	29,100	2,875.00	83,662,500	
信越ポリマー	33,300	1,584.00	52,747,200	
イトーキ	30,700	1,563.00	47,984,100	
任天堂	968,200	10,805.00	10,461,401,000	
三菱鉛筆	21,200	2,189.00	46,406,800	
松風	15,500	1,906.00	29,543,000	
タカラスタANDARD	35,200	1,859.00	65,436,800	
コクヨ	73,000	2,598.50	189,690,500	
ナカバヤシ	16,600	538.00	8,930,800	
ニフコ	57,600	3,636.00	209,433,600	
立川ブラインド工業	7,100	1,444.00	10,252,400	
グローブライト	15,100	1,926.00	29,082,600	
オカムラ	46,100	1,948.00	89,802,800	
バルカー	11,700	3,230.00	37,791,000	
伊藤忠商事	1,090,500	6,683.00	7,287,811,500	
丸紅	1,333,100	2,360.00	3,146,116,000	
スクロール	24,200	1,039.00	25,143,800	
ヨンドシーホールディングス	15,400	1,876.00	28,890,400	
三陽商会	7,900	2,891.00	22,838,900	
長瀬産業	72,400	2,793.50	202,249,400	
蝶理	8,700	3,235.00	28,144,500	
豊田通商	487,400	2,519.50	1,228,004,300	
オンワードホールディングス	99,700	593.00	59,122,100	
三共生興	21,100	610.00	12,871,000	

兼松	67,800	2,597.00	176,076,600	
美津濃	15,200	9,060.00	137,712,000	
ルックホールディングス	4,900	2,238.00	10,966,200	
三井物産	2,383,400	2,866.50	6,832,016,100	
日本紙パルプ商事	77,600	627.00	48,655,200	
東京エレクトロン	324,500	25,500.00	8,274,750,000	
カメイ	17,200	1,719.00	29,566,800	
スターゼン	11,100	2,933.00	32,556,300	
セイコーグループ	23,800	5,200.00	123,760,000	
山善	54,500	1,307.00	71,231,500	
椿本興業	8,900	2,172.00	19,330,800	
住友商事	972,200	3,380.00	3,286,036,000	
B I P R O G Y	52,000	4,365.00	226,980,000	
内田洋行	6,600	6,800.00	44,880,000	
三菱商事	2,998,100	2,521.50	7,559,709,150	
第一実業	15,400	2,425.00	37,345,000	
キャノンマーケティングジャパン	31,900	5,128.00	163,583,200	
西華産業	7,700	4,630.00	35,651,000	
佐藤商事	11,300	1,524.00	17,221,200	
東京産業	16,500	740.00	12,210,000	
ユアサ商事	14,000	4,410.00	61,740,000	
神鋼商事	3,500	6,090.00	21,315,000	
阪和興業	26,600	4,985.00	132,601,000	
正栄食品工業	10,700	4,105.00	43,923,500	
カナデン	12,200	1,522.00	18,568,400	
R Y O D E N	13,200	2,442.00	32,234,400	
ニプロ	127,800	1,359.50	173,744,100	
岩谷産業	161,200	1,651.00	266,141,200	
極東貿易	9,700	1,534.00	14,879,800	
アステナホールディングス	30,600	446.00	13,647,600	
三愛オブリ	37,700	1,801.00	67,897,700	
稲畑産業	43,800	3,150.00	137,970,000	
G S I クレオス	8,700	2,202.00	19,157,400	
明和産業	24,000	713.00	17,112,000	
ゴールドウイン	27,200	7,916.00	215,315,200	
ユニ・チャーム	960,800	1,174.50	1,128,459,600	
ワキタ	24,000	1,793.00	43,032,000	
東邦ホールディングス	43,700	4,126.00	180,306,200	
サンゲツ	40,800	2,985.00	121,788,000	
ミツウロコグループホールディングス	20,600	1,817.00	37,430,200	
シナネンホールディングス	4,600	6,240.00	28,704,000	
伊藤忠エネクス	40,300	1,646.00	66,333,800	
サンリオ	131,700	5,836.00	768,601,200	
サンワ テクノス	7,300	2,213.00	16,154,900	
新光商事	21,900	983.00	21,527,700	
トーヨー	6,900	2,692.00	18,574,800	
三信電気	6,600	2,151.00	14,196,600	
東陽テクニカ	14,900	1,410.00	21,009,000	
モスフードサービス	23,900	3,485.00	83,291,500	
加賀電子	33,100	2,828.00	93,606,800	

都築電気	9,300	2,551.00	23,724,300	
ソーダニッカ	15,900	1,149.00	18,269,100	
立花エレテック	9,700	2,617.00	25,384,900	
木曽路	24,500	2,160.00	52,920,000	
S R Sホールディングス	26,700	1,269.00	33,882,300	
千趣会	32,800	236.00	7,740,800	
リテールパートナーズ	24,100	1,298.00	31,281,800	
上新電機	16,100	2,293.00	36,917,300	
日本瓦斯	77,600	2,182.50	169,362,000	
ロイヤルホールディングス	28,500	2,603.00	74,185,500	
チヨダ	15,600	1,198.00	18,688,800	
ライフコーポレーション	17,000	3,640.00	61,880,000	
リンガーハット	20,800	2,272.00	47,257,600	
M r M a x HD	20,300	689.00	13,986,700	
A O K Iホールディングス	34,700	1,299.00	45,075,300	
オークワ	25,900	782.00	20,253,800	
コメリ	21,900	2,936.00	64,298,400	
青山商事	34,600	2,106.00	72,867,600	
しまむら	37,900	8,887.00	336,817,300	
高島屋	225,400	1,280.50	288,624,700	
松屋	27,500	1,067.00	29,342,500	
エイチ・ツー・オー リテイリング	78,900	2,259.00	178,235,100	
近鉄百貨店	9,300	2,228.00	20,720,400	
丸井グループ	107,800	2,535.50	273,326,900	
クレディセゾン	95,600	3,617.00	345,785,200	
アクシアル リテイリング	44,200	933.00	41,238,600	
イオン	600,000	3,666.00	2,199,600,000	
イズミ	24,600	3,060.00	75,276,000	
フォーバル	6,400	1,371.00	8,774,400	
平和堂	27,100	2,353.00	63,766,300	
フジ	29,800	2,105.00	62,729,000	
ヤオコー	19,200	8,973.00	172,281,600	
ゼビオホールディングス	22,200	1,252.00	27,794,400	
ケーズホールディングス	109,000	1,447.00	157,723,000	
P A L T A C	25,200	4,179.00	105,310,800	
三谷産業	28,300	334.00	9,452,200	
あおぞら銀行	104,100	2,243.00	233,496,300	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	9,686,200	1,911.00	18,510,328,200	
りそなホールディングス	1,865,000	1,137.50	2,121,437,500	
三井住友トラストグループ	537,600	3,831.00	2,059,545,600	
三井住友フィナンシャルグループ	3,150,300	3,746.00	11,801,023,800	
千葉銀行	467,600	1,304.50	609,984,200	
群馬銀行	262,300	1,046.50	274,496,950	
武蔵野銀行	23,100	3,145.00	72,649,500	
千葉興業銀行	35,700	1,469.00	52,443,300	
筑波銀行	66,300	244.00	16,177,200	
七十七銀行	48,400	4,554.00	220,413,600	
秋田銀行	10,100	2,264.00	22,866,400	
山形銀行	16,800	1,326.00	22,276,800	
岩手銀行	9,600	3,060.00	29,376,000	

東邦銀行	130,100	303.00	39,420,300	
ふくおかフィナンシャルグループ	131,400	3,938.00	517,453,200	
スルガ銀行	101,700	1,294.00	131,599,800	
八十二銀行	353,400	969.30	342,550,620	
山梨中央銀行	16,900	2,193.00	37,061,700	
大垣共立銀行	28,700	2,179.00	62,537,300	
福井銀行	13,600	1,843.00	25,064,800	
清水銀行	6,000	1,550.00	9,300,000	
滋賀銀行	23,000	4,620.00	106,260,000	
南都銀行	22,900	3,505.00	80,264,500	
百五銀行	142,200	676.00	96,127,200	
紀陽銀行	53,900	2,195.00	118,310,500	
ほくほくフィナンシャルグループ	84,900	2,199.50	186,737,550	
山陰合同銀行	94,600	1,261.00	119,290,600	
百十四銀行	14,700	3,410.00	50,127,000	
四国銀行	22,400	1,175.00	26,320,000	
阿波銀行	21,100	2,675.00	56,442,500	
大分銀行	9,200	3,145.00	28,934,000	
宮崎銀行	9,900	3,215.00	31,828,500	
佐賀銀行	8,800	2,317.00	20,389,600	
琉球銀行	34,600	1,150.00	39,790,000	
セブン銀行	540,900	298.20	161,296,380	
みずほフィナンシャルグループ	2,038,200	4,160.00	8,478,912,000	
山口フィナンシャルグループ	148,100	1,679.50	248,733,950	
芙蓉総合リース	14,000	11,205.00	156,870,000	
みずほリース	113,400	1,045.00	118,503,000	
東京センチュリー	112,800	1,534.00	173,035,200	
SBIホールディングス	243,000	4,360.00	1,059,480,000	
日本証券金融	55,300	1,847.00	102,139,100	
アイフル	250,100	350.00	87,535,000	
名古屋銀行	9,500	7,410.00	70,395,000	
北洋銀行	205,900	501.00	103,155,900	
愛媛銀行	22,300	1,116.00	24,886,800	
京葉銀行	67,800	820.00	55,596,000	
栃木銀行	69,100	301.00	20,799,100	
北日本銀行	5,400	3,150.00	17,010,000	
東和銀行	27,700	658.00	18,226,600	
リコーリース	14,400	5,150.00	74,160,000	
イオンフィナンシャルサービス	86,700	1,248.50	108,244,950	
アコム	359,300	393.10	141,240,830	
ジャックス	18,000	3,860.00	69,480,000	
オリエントコーポレーション	49,400	808.00	39,915,200	
オリックス	905,500	3,222.00	2,917,521,000	
三菱HCキャピタル	757,000	1,017.00	769,869,000	
ジャフコグループ	44,800	2,253.00	100,934,400	
トモニホールディングス	144,300	435.00	62,770,500	
大和証券グループ本社	1,079,900	1,063.50	1,148,473,650	
野村ホールディングス	2,539,500	1,036.00	2,630,922,000	
岡三証券グループ	119,400	637.00	76,057,800	
丸三証券	50,300	1,000.00	50,300,000	

東洋証券	45,000	580.00	26,100,000	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	179,300	507.00	90,905,100	
水戸証券	41,500	576.00	23,904,000	
いちよし証券	30,600	836.00	25,581,600	
松井証券	104,000	803.00	83,512,000	
SOMPOホールディングス	738,400	4,298.00	3,173,643,200	
日本取引所グループ	898,300	1,603.00	1,439,974,900	
マネックスグループ	147,900	869.00	128,525,100	
極東証券	18,800	1,640.00	30,832,000	
岩井コスモホールディングス	17,200	2,452.00	42,174,400	
アイザワ証券グループ	21,900	1,738.00	38,062,200	
フィデアホールディングス	15,700	1,492.00	23,424,400	
池田泉州ホールディングス	209,400	424.00	88,785,600	
アニコムホールディングス	51,300	638.00	32,729,400	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	1,106,900	3,237.00	3,583,035,300	
スパークス・グループ	16,800	1,515.00	25,452,000	
第一生命ホールディングス	710,400	4,221.00	2,998,598,400	
東京海上ホールディングス	1,474,300	5,038.00	7,427,523,400	
イー・ギャランティ	24,600	1,724.00	42,410,400	
NECキャピタルソリューション	7,400	3,865.00	28,601,000	
T&Dホールディングス	405,500	3,009.00	1,220,149,500	
アドバンスクリエイト	11,700	544.00	6,364,800	
三井不動産	2,073,600	1,360.00	2,820,096,000	
三菱地所	860,600	2,216.00	1,907,089,600	
平和不動産	24,500	4,850.00	118,825,000	
東京建物	131,800	2,452.00	323,173,600	
京阪神ビルディング	25,300	1,529.00	38,683,700	
住友不動産	245,900	5,255.00	1,292,204,500	
テーオーシー	26,800	689.00	18,465,200	
レオパレス21	132,100	554.00	73,183,400	
スターツコーポレーション	24,700	3,870.00	95,589,000	
フジ住宅	19,000	744.00	14,136,000	
空港施設	21,200	593.00	12,571,600	
明和地所	12,100	1,044.00	12,632,400	
ゴールドクレスト	10,300	2,978.00	30,673,400	
リログループ	87,800	1,920.00	168,576,000	
エスリード	7,100	4,555.00	32,340,500	
日神グループホールディングス	24,200	532.00	12,874,400	
日本エスコン	39,700	1,025.00	40,692,500	
MIRARTHホールディングス	88,400	523.00	46,233,200	
イオンモール	91,400	1,929.50	176,356,300	
ランド	947,500	8.00	7,580,000	
カチタス	40,700	2,164.00	88,074,800	
東祥	13,300	705.00	9,376,500	
トーセイ	25,100	2,415.00	60,616,500	
サンフロンティア不動産	25,100	1,975.00	49,572,500	
FJネクストホールディングス	16,000	1,156.00	18,496,000	
グランディハウス	14,200	595.00	8,449,000	

東武鉄道	161,600	2,578.50	416,685,600	
相鉄ホールディングス	50,600	2,504.00	126,702,400	
東急	430,100	1,708.50	734,825,850	
京浜急行電鉄	189,700	1,337.50	253,723,750	
小田急電鉄	253,500	1,445.00	366,307,500	
京王電鉄	81,100	3,796.00	307,855,600	
京成電鉄	266,800	1,447.00	386,059,600	
富士急行	18,900	2,520.00	47,628,000	
東日本旅客鉄道	845,500	2,731.00	2,309,060,500	
西日本旅客鉄道	378,100	2,753.00	1,040,909,300	
東海旅客鉄道	590,700	2,781.00	1,642,736,700	
東京地下鉄	256,200	1,747.00	447,581,400	
西武ホールディングス	166,900	3,206.00	535,081,400	
鴻池運輸	26,100	3,040.00	79,344,000	
西日本鉄道	44,200	2,171.50	95,980,300	
ハマキョウレックス	52,400	1,314.00	68,853,600	
サカイ引越センター	19,400	2,406.00	46,676,400	
近鉄グループホールディングス	163,900	3,224.00	528,413,600	
阪急阪神ホールディングス	203,100	3,723.00	756,141,300	
南海電気鉄道	68,200	2,541.50	173,330,300	
京阪ホールディングス	84,400	3,260.00	275,144,000	
神戸電鉄	4,100	2,445.00	10,024,500	
名古屋鉄道	169,300	1,702.00	288,148,600	
山陽電気鉄道	11,500	2,010.00	23,115,000	
ヤマトホールディングス	186,100	1,892.50	352,194,250	
山九	36,900	5,916.00	218,300,400	
日新	10,400	4,405.00	45,812,000	
丸全昭和運輸	9,500	6,300.00	59,850,000	
センコーグループホールディングス	100,800	1,504.00	151,603,200	
トナミホールディングス	3,400	6,530.00	22,202,000	
ニッコンホールディングス	87,100	2,250.00	195,975,000	
福山通運	16,400	3,630.00	59,532,000	
セイノーホールディングス	75,400	2,374.50	179,037,300	
神奈川中央交通	4,500	3,855.00	17,347,500	
AZ-COM丸和ホールディングス	47,600	1,328.00	63,212,800	
日本郵船	317,200	5,183.00	1,644,047,600	
商船三井	291,100	5,338.00	1,553,891,800	
川崎汽船	348,300	2,049.00	713,666,700	
NSユニテッド海運	9,700	4,065.00	39,430,500	
飯野海運	56,300	1,086.00	61,141,800	
九州旅客鉄道	117,400	3,669.00	430,740,600	
SGホールディングス	257,000	1,455.00	373,935,000	
NIPPON EXPRESSホールディングス	164,100	2,456.50	403,111,650	
日本航空	351,000	2,572.50	902,947,500	
ANAホールディングス	416,500	2,900.00	1,207,850,000	
ビーウィズ	3,200	1,406.00	4,499,200	
サンウェルズ	6,100	675.00	4,117,500	
TREホールディングス	36,200	1,479.00	53,539,800	
人・夢・技術グループ	6,500	1,601.00	10,406,500	

シルバーライフ	4,600	724.00	3,330,400	
G e n k y D r u g S t o r e s	14,300	2,921.00	41,770,300	
コア商事ホールディングス	11,800	615.00	7,257,000	
K P P グループホールディングス	33,700	643.00	21,669,100	
ブックオフグループホールディングス	11,700	1,340.00	15,678,000	
ギフトホールディングス	7,900	3,670.00	28,993,000	
三菱倉庫	155,800	1,032.50	160,863,500	
三井倉庫ホールディングス	15,800	7,750.00	122,450,000	
住友倉庫	45,400	2,858.00	129,753,200	
澁澤倉庫	7,000	3,155.00	22,085,000	
ヤマタネ	6,500	3,850.00	25,025,000	
乾汽船	19,400	1,667.00	32,339,800	
日本トランスシティ	30,900	1,033.00	31,919,700	
中央倉庫	9,100	1,513.00	13,768,300	
安田倉庫	10,400	1,917.00	19,936,800	
N I S S O ホールディングス	13,700	778.00	10,658,600	
大栄環境	34,300	2,919.00	100,121,700	
G E N O V A	5,400	1,365.00	7,371,000	
日本管財ホールディングス	16,500	2,615.00	43,147,500	
上組	70,700	3,328.00	235,289,600	
キューソー流通システム	10,200	2,075.00	21,165,000	
エーアイテイー	9,600	1,690.00	16,224,000	
内外トランスライン	6,200	2,620.00	16,244,000	
日本コンセプト	5,600	1,815.00	10,164,000	
T B S ホールディングス	75,900	4,252.00	322,726,800	
日本テレビホールディングス	136,200	2,828.00	385,173,600	
朝日放送グループホールディングス	14,400	651.00	9,374,400	
テレビ朝日ホールディングス	37,200	2,557.00	95,120,400	
スカパー J S A T ホールディングス	119,500	1,087.00	129,896,500	
テレビ東京ホールディングス	9,500	3,230.00	30,685,000	
ビジョン	23,200	1,176.00	27,283,200	
U - N E X T H O L D I N G S	51,600	1,792.00	92,467,200	
日本通信	123,600	142.00	17,551,200	
日本電信電話	45,743,300	146.90	6,719,690,770	
K D D I	1,131,000	4,874.00	5,512,494,000	
ソフトバンク	24,605,200	199.90	4,918,579,480	
光通信	17,700	36,140.00	639,678,000	
エムティーアイ	10,500	1,072.00	11,256,000	
GMOインターネットグループ	50,100	2,818.50	141,206,850	
ファイバーゲート	8,100	938.00	7,597,800	
K A D O K A W A	81,300	3,540.00	287,802,000	
学研ホールディングス	28,100	1,016.00	28,549,600	
ゼンリン	26,200	939.00	24,601,800	
東京電力ホールディングス	1,290,000	400.00	516,000,000	
中部電力	565,100	1,552.00	877,035,200	
関西電力	747,900	1,735.50	1,297,980,450	
中国電力	266,300	855.00	227,686,500	
北陸電力	156,700	811.60	127,177,720	
東北電力	403,600	1,094.50	441,740,200	
四国電力	142,900	1,149.00	164,192,100	

九州電力	353,400	1,295.50	457,829,700	
北海道電力	160,500	748.90	120,198,450	
沖縄電力	39,400	893.00	35,184,200	
電源開発	115,300	2,469.50	284,733,350	
エフオン	11,300	396.00	4,474,800	
イーレックス	29,800	825.00	24,585,000	
レノバ	41,900	618.00	25,894,200	
東京瓦斯	289,900	4,329.00	1,254,977,100	
大阪瓦斯	301,200	3,092.00	931,310,400	
東邦瓦斯	60,400	3,921.00	236,828,400	
北海道瓦斯	45,700	516.00	23,581,200	
広島ガス	32,600	355.00	11,573,000	
西部ガスホールディングス	16,000	1,666.00	26,656,000	
静岡ガス	34,900	1,013.00	35,353,700	
メタウォーター	20,800	1,917.00	39,873,600	
M&A総研ホールディングス	17,000	1,479.00	25,143,000	
アイネット	9,400	2,006.00	18,856,400	
松竹	8,800	12,220.00	107,536,000	
東宝	96,200	7,054.00	678,594,800	
エイチ・アイ・エス	50,400	1,491.00	75,146,400	
東映	25,300	5,770.00	145,981,000	
ラックランド	6,600	1,845.00	12,177,000	
N T Tデータグループ	402,100	3,060.00	1,230,426,000	
共立メンテナンス	49,600	3,052.00	151,379,200	
イチネンホールディングス	15,400	1,734.00	26,703,600	
建設技術研究所	16,200	2,587.00	41,909,400	
スペース	11,400	1,110.00	12,654,000	
アインホールディングス	16,300	4,551.00	74,181,300	
燦ホールディングス	13,300	1,031.00	13,712,300	
ピー・シー・エー	10,100	1,962.00	19,816,200	
スバル興業	6,100	3,575.00	21,807,500	
タナベコンサルティンググループ	6,800	1,217.00	8,275,600	
ビジネスブレイン太田昭和	6,600	2,290.00	15,114,000	
ナガワ	4,200	6,490.00	27,258,000	
東京都競馬	11,500	4,525.00	52,037,500	
カナモト	24,400	3,095.00	75,518,000	
D T S	27,000	4,275.00	115,425,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	77,300	6,800.00	525,640,000	
シーイーシー	19,400	1,949.00	37,810,600	
カプコン	305,700	3,784.00	1,156,768,800	
ニシオホールディングス	13,200	4,195.00	55,374,000	
アイ・エス・ビー	7,200	1,354.00	9,748,800	
日本空港ビルデング	53,400	4,899.00	261,606,600	
トランス・コスモス	20,000	3,245.00	64,900,000	
乃村工藝社	68,700	896.00	61,555,200	
S C S K	125,700	3,575.00	449,377,500	
藤田観光	7,000	9,950.00	69,650,000	
K N T－C Tホールディングス	9,400	1,210.00	11,374,000	
トーカイ	14,000	2,187.00	30,618,000	

セコム	321,100	5,172.00	1,660,729,200	
NSW	6,800	2,995.00	20,366,000	
セントラル警備保障	8,500	2,993.00	25,440,500	
アイネス	12,000	1,783.00	21,396,000	
丹青社	33,500	907.00	30,384,500	
メイテックグループホールディングス	58,200	2,979.50	173,406,900	
TKC	27,400	3,750.00	102,750,000	
富士ソフト	42,600	9,980.00	425,148,000	
応用地質	14,600	2,935.00	42,851,000	
船井総研ホールディングス	31,600	2,430.00	76,788,000	
NSD	59,200	3,499.00	207,140,800	
コナミグループ	57,700	18,445.00	1,064,276,500	
学究社	6,300	2,040.00	12,852,000	
イオンディライト	16,900	3,980.00	67,262,000	
ナック	16,100	607.00	9,772,700	
福井コンピュータホールディングス	10,700	3,015.00	32,260,500	
ダイセキ	37,900	3,890.00	147,431,000	
ステップ	5,800	2,198.00	12,748,400	
泉州電業	10,600	5,300.00	56,180,000	
GENKI GLOBAL DINI NG CONCEPTS	9,200	3,205.00	29,486,000	
トラスコ中山	34,100	2,000.00	68,200,000	
ヤマダホールディングス	498,700	440.00	219,428,000	
オートバックスセブン	56,500	1,500.00	84,750,000	
モリト	12,800	1,562.00	19,993,600	
アー克蘭ズ	48,300	1,666.00	80,467,800	
ニトリホールディングス	59,100	18,125.00	1,071,187,500	
グルメ杵屋	13,300	1,093.00	14,536,900	
ケーユーホールディングス	9,500	1,131.00	10,744,500	
吉野家ホールディングス	63,400	2,931.50	185,857,100	
加藤産業	20,000	4,510.00	90,200,000	
イノテック	11,000	1,410.00	15,510,000	
イエローハット	28,500	2,882.00	82,137,000	
松屋フーズホールディングス	7,600	5,930.00	45,068,000	
JBC Cホールディングス	10,200	4,975.00	50,745,000	
JKホールディングス	12,400	1,032.00	12,796,800	
サガミホールディングス	26,000	1,767.00	45,942,000	
日伝	9,300	2,871.00	26,700,300	
ミロク情報サービス	14,000	1,845.00	25,830,000	
杉本商事	14,400	1,304.00	18,777,600	
因幡電機産業	45,200	3,837.00	173,432,400	
王将フードサービス	32,100	3,050.00	97,905,000	
ミニストップ	13,600	1,701.00	23,133,600	
アークス	27,300	2,718.00	74,201,400	
バローホールディングス	31,000	2,178.00	67,518,000	
東テク	16,300	2,328.00	37,946,400	
ミスミグループ本社	245,000	2,357.00	577,465,000	
ベルク	8,000	6,500.00	52,000,000	
大 庄	9,800	1,100.00	10,780,000	
ファーストリテイリング	91,200	48,860.00	4,456,032,000	

ソフトバンクグループ	758,600	9,683.00	7,345,523,800	
スズケン	53,400	4,661.00	248,897,400	
サンドラッグ	54,600	4,061.00	221,730,600	
サックスバー ホールディングス	15,500	902.00	13,981,000	
ジェコス	9,700	1,019.00	9,884,300	
ベルーナ	39,200	870.00	34,104,000	
合計	289,921,100		598,618,921,730	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年2月28日現在

I 資産総額	156,064,682,153円
II 負債総額	310,288,751円
III 純資産総額（I－II）	155,754,393,402円
IV 発行済数量	32,609,334,812口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	4.7764円

（参考）

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2025年2月28日現在

I 資産総額	601,535,481,046円
II 負債総額	515,621,100円
III 純資産総額（I－II）	601,019,859,946円
IV 発行済数量	125,453,462,459口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	4.7908円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年2月28日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
※種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2025年2月28日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年2月28日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,487,909,998,490
追加型株式投資信託	752	17,003,593,272,902
単位型公社債投資信託	22	34,110,339,288
単位型株式投資信託	191	1,002,919,122,632
合計	991	19,528,532,733,312

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第40期中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長 谷 川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	33,770	41,183
金銭の信託	29,184	28,143
未収委託者報酬	16,279	19,018
未収運用受託報酬	3,307	3,577
未収投資助言報酬	283	315
未収収益	15	6
前払費用	1,129	1,510
その他	2,377	2,088
流動資産計	86,346	95,843
固定資産		
有形固定資産	1,127	1,093
建物	※1 1,001	※1 918
器具備品	※1 118	※1 130
リース資産	※1 7	※1 5
建設仮勘定	－	39
無形固定資産	5,021	4,495
ソフトウェア	3,367	2,951
ソフトウェア仮勘定	1,651	1,543
電話加入権	2	0
投資その他の資産	9,768	8,935
投資有価証券	182	184
関係会社株式	5,810	4,447
長期差入保証金	775	768
繰延税金資産	2,895	3,406
その他	104	128
固定資産計	15,918	14,524
資産合計	102,265	110,368

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,481	1,982
リース債務	1	1
未払金	7,246	8,970
未払収益分配金	0	1
未払償還金	-	0
未払手数料	7,005	8,246
その他未払金	240	721
未払費用	7,716	8,616
未払法人税等	1,958	3,676
未払消費税等	277	1,497
賞与引当金	1,730	1,927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20,460	26,725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2,654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2,769	2,796
負債合計	23,230	29,521
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	57,481	59,294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57,358	59,170
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	25,678	27,490
株主資本計	79,034	80,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	79,034	80,846
負債・純資産合計	102,265	110,368

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	95,739		102,113	
運用受託報酬	16,150		17,155	
投資助言報酬	2,048		2,211	
その他営業収益	23		26	
営業収益計		113,962		121,507
営業費用				
支払手数料	41,073		44,366	
広告宣伝費	216		329	
公告費	0		0	
調査費	33,177		35,468	
調査費	12,294		13,277	
委託調査費	20,882		22,190	
委託計算費	548		558	
営業雑経費	733		823	
通信費	36		36	
印刷費	504		598	
協会費	69		65	
諸会費	29		44	
支払販売手数料	92		78	
営業費用計		75,749		81,545
一般管理費				
給料	10,484		10,763	
役員報酬	168		164	
給料・手当	9,199		9,425	
賞与	1,115		1,173	
交際費	17		34	
寄付金	11		15	
旅費交通費	128		162	
租税公課	330		489	
不動産賃借料	1,006		1,030	
退職給付費用	437		412	
固定資産減価償却費	1,388		1,567	
福利厚生費	47		46	
修繕費	1		1	
賞与引当金繰入額	1,730		1,927	
役員賞与引当金繰入額	48		52	
機器リース料	0		0	
事務委託費	4,074		3,379	
事務用消耗品費	37		46	
器具備品費	1		3	
諸経費	334		240	
一般管理費計		20,078		20,172
営業利益		18,135		19,788

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	10		4	
受取配当金	※1 2,400		※1 899	
時効成立分配金・償還金	0		0	
雑収入	10		18	
時効後支払損引当金戻入額	24		35	
営業外収益計		2,446		959
営業外費用				
為替差損	3		19	
金銭の信託運用損	1,003		1,008	
早期割増退職金	24		6	
雑損失	47		0	
営業外費用計		1,079		1,034
経常利益		19,502		19,712
特別利益				
投資有価証券売却益	4		—	
特別利益計		4		—
特別損失				
固定資産除却損	12		6	
投資有価証券売却損	9		—	
関係会社株式評価損	584		1,362	
減損損失	—		※2 231	
特別損失計		606		1,601
税引前当期純利益		18,900		18,111
法人税、住民税及び事業税		4,881		5,769
法人税等調整額		197		△510
法人税等合計		5,078		5,258
当期純利益		13,821		12,852

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
受取配当金	2, 393	895

※2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24, 490	—	—	24, 490
A種種類株式	15, 510	—	—	15, 510
合計	40, 000	—	—	40, 000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	12, 360	309, 000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生（予定）日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生（予定）日
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	29,186	29,186	—

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	33,770	—	—	—
(2) 金銭の信託	29,184	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	16,279	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,307	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	82,540	1	—	—

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	91,923	1	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	29,184	—	29,184
(2) 投資有価証券 其他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	29,186	—	29,186

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券 其他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	28,145	—	28,145

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（百万円）

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
投資有価証券（其他有価証券）		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5,810	4,447

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第38期（2023年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期（2024年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	54	4	9

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,576	2,698
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	31	9
退職給付の支払額	△191	△246
退職給付債務の期末残高	2,698	2,760

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,698	2,760
未積立退職給付債務	2,698	2,760
未認識数理計算上の差異	△44	△40
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719
退職給付引当金	2,654	2,719
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	22	13
過去勤務費用の費用処理額	34	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額（一括償却資産）	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額（税法上）	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	—	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	2,895	3,406
繰延税金負債	—	—
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	2,895	3,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69 %	△1.44 %
その他	△0.06 %	△0.14 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.87 %	29.04 %

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	51,451百万円	47,640百万円
顧客関連資産	20,947百万円	17,109百万円

(2) 損益計算書項目

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	一百万円	一百万円
営業利益	△8,039百万円	△7,649百万円
経常利益	△8,039百万円	△7,649百万円
税引前当期純利益	△8,039百万円	△7,649百万円
当期純利益	△6,744百万円	△6,474百万円
1株当たり当期純利益	△168,617円97銭	△161,850円28銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬（注）	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円
合計	113,962百万円	121,507百万円

（注）成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	7,474	未払 手数料	1,579
	みずほ証券株式 会社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	13,932	未払 手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	8,140	未払 手数料	1,870
	みずほ証券株式 会社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	16,655	未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321,310円79銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
(資産の部)	
流動資産	
現金・預金	30,451
有価証券	0
金銭の信託	31,850
未収委託者報酬	19,361
未収運用受託報酬	3,548
未収投資助言報酬	315
未収収益	9
前払費用	1,538
その他	2,282
流動資産計	89,360
固定資産	
有形固定資産	1,040
建物	※1 888
器具備品	※1 146
リース資産	※1 4
建設仮勘定	0
無形固定資産	4,122
ソフトウェア	3,011
ソフトウェア仮勘定	1,111
電話加入権	0
投資その他の資産	8,024
投資有価証券	183
関係会社株式	3,840
長期差入保証金	764
繰延税金資産	3,085
その他	150
固定資産計	13,188
資産合計	102,548

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	552
リース債務	1
未払金	8,577
未払収益分配金	0
未払償還金	0
未払手数料	8,466
その他未払金	108
未払費用	7,321
未払法人税等	3,650
未払消費税等	※2 1,191
契約負債	7
賞与引当金	916
役員賞与引当金	28
流動負債計	22,247
固定負債	
リース債務	3
退職給付引当金	2,720
時効後支払損引当金	64
固定負債計	2,787
負債合計	25,035
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	19,552
資本準備金	2,428
その他資本剰余金	17,124
利益剰余金	55,960
利益準備金	123
その他利益剰余金	55,837
別途積立金	31,680
繰越利益剰余金	24,157
株主資本計	77,513
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△0
評価・換算差額等計	△0
純資産合計	77,513
負債・純資産合計	102,548

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬		55,266	
運用受託報酬		8,186	
投資助言報酬		1,200	
その他営業収益		13	
	営業収益計		64,667
営業費用			
支払手数料		24,284	
広告宣伝費		157	
公告費		0	
調査費		18,581	
調査費		6,728	
委託調査費		11,853	
委託計算費		278	
営業雑経費		355	
通信費		19	
印刷費		234	
協会費		33	
諸会費		29	
支払販売手数料		39	
	営業費用計		43,658
一般管理費			
給料		5,154	
役員報酬		89	
給料・手当		5,002	
賞与		63	
交際費		27	
寄付金		5	
旅費交通費		105	
租税公課		298	
不動産賃借料		583	
退職給付費用		210	
固定資産減価償却費	※1	790	
福利厚生費		29	
修繕費		0	
賞与引当金繰入額		916	
役員賞与引当金繰入額		28	
機器リース料		0	
事務委託費		1,607	
事務用消耗品費		19	
器具備品費		0	
諸経費		154	
	一般管理費計		9,933
営業利益			11,075

(単位：百万円)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	448	
時効成立分配金・償還金	0	
為替差益	26	
金銭の信託運用益	2	
雑収入	6	
時効後支払損引当金戻入額	7	
営業外収益計		494
営業外費用		
早期割増退職金	6	
営業外費用計		6
経常利益		11,563
特別損失		
固定資産除却損	3	
関係会社株式評価損	31	
特別損失計		35
税引前中間純利益		11,528
法人税、住民税及び事業税		3,685
法人税等調整額		320
法人税等合計		4,006
中間純利益		7,522

(3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490
当中間期変動額							
剰余金の配当							△10,855
中間純利益							7,522
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額(純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△3,333
当中間期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,157

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	59,294	80,846	△0	△0	80,846
当中間期変動額					
剰余金の配当	△10,855	△10,855			△10,855
中間純利益	7,522	7,522			7,522
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額(純額)			0	0	0
当中間期変動額 合計	△3,333	△3,333	0	0	△3,333
当中間期末残高	55,960	77,513	△0	△0	77,513

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 3～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる

場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物 … 685百万円 器具備品 … 609百万円 リース資産 … 4百万円
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
※1. 減価償却実施額	有形固定資産 … 76百万円 無形固定資産 … 713百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金 (財 産) の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc. (以下「AM-One USA」という) の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ (以下「MHFG」という) の子会社である米州みずほLLC (以下「米州みずほ」という) が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社 (以下「DL」という) が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

- (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	0	0	—
(2) 金銭の信託	31,850	31,850	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	0	0	—
資産計	31,852	31,852	—

(注) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	0	—	0
金銭の信託	—	31,850	—	31,850
投資有価証券				
其他有価証券	—	0	—	0
資産計	—	31,852	—	31,852

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。
これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券(その他有価証券)	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	3,840

(有価証券関係)

第40期中間会計期間末
(2024年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額3,840百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

区 分	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年4月1日から2024年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円

取得原価 144,212百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんのご金額 76,224百万円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円

うち金銭の信託 11,792百万円

b. 負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	57,453百万円
資産合計	57,453百万円
流動負債	－百万円
固定負債	1,750百万円
負債合計	1,750百万円
純資産	55,702百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額45,734百万円及び顧客関連資産の金額15,385百万円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	－百万円
営業利益	△3,629百万円
経常利益	△3,629百万円
税引前中間純利益	△3,629百万円
中間純利益	△3,101百万円
1株当たり中間純利益	△77,541円29銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,723百万円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

第40期中間会計期間
(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

委託者報酬	55,266百万円
運用受託報酬	8,186百万円
投資助言報酬	1,200百万円
成功報酬	－百万円
その他営業収益	13百万円
合計	64,667百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,937,834円09銭
1株当たり中間純利益金額	188,050円89銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益金額	7,522百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,522百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約 款

追加型証券投資信託
DIAM国内株式インデックスファンド<DC年金>
約款

運用の基本方針

約款第17条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主として国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。
- 3) 株式（株価指数先物取引を含みます。）の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 4) 株式の実質組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。
- 5) 有価証券等の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 6) 信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 有価証券先物取引等は約款第20条の範囲で行います。
- 5) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

3) 留保益の運用方針

留保金の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
DIAM国内株式インデックスファンド<DC年金>
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この投資信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

<信託の目的、金額および限度額>

第3条 委託者は、金100万円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

②委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行った時は、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第7項、第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了の日または信託契約終了の日までとします。

<受益権の分割および再分割>

第5条 委託者は、第3条第1項によって生じた受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第10条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<受益権の帰属と受益証券の不発行>

第6条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

<受益権の設定に係る受託者の通知>

第7条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

<受益権の取得申込の勧誘の種類>

第8条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第9条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第10条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④第26条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<信託日時異なる受益権の内容>

第11条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

<受益権の申込み単位、価額および手数料>

第12条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条の規定により分

割される受益権を、別に定める契約を結んだ受益権取得申込者に対して、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

- ②前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③第1項の受益権の取得価額は、取得申込日の基準価額に、第4項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る当該価額は、1口につき1円に、第3項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④前項に規定する手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の基準価額（信託契約締結前の取得申込については1口につき1円とします。）に乗じて得た金額とします。
- ⑤前各項の規定にかかわらず委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者が第42条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができるものとします。

<受益権の譲渡に係る記載または記録>

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<投資の対象とする資産の種類>

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券

ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条に定めるものに限りします。)

ハ.金銭債権

ニ.約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

<運用の指図範囲等>

第16条 委託者は、信託金を主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド(「以下「マザーファンド」といいます。’)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。’)に投資することを指図します。

1.株券

2.国債証券

3.地方債証券

4.特別の法律により法人の発行する債券

5.社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。’)の新株引受権証券を除きます。)

6.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9.特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10.コマーシャル・ペーパー

11.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

12.外国貸付債権信託受益権(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

13.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。)

14.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

15.外国法人が発行する譲渡性預金証書

16.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。)

17.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

18.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

19.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第11号ならびに第14号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第11号および第14号の証券または証書のうち第2号から第6号までの性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。’)により運用することを指図することができます。

1.預金

2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3.コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<運用の基本方針>

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

<投資する株式等の範囲>

第18条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

<信用リスク集中回避のための投資制限>

第18条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<信用取引の指図範囲>

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

<先物取引等の運用指図・目的>

第20条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。))ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。))。

- ②委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係

る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- ③委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

<金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲>

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<デリバティブ取引等にかかる投資制限>

第21条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<有価証券の貸付けの指図および範囲>

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<外貨建資産への投資制限>

第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<特別の場合の外貨建資産への投資制限>

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外貨為替予約の指図>

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

- ②前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドに信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

<保管業務の委任>

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

<有価証券の保管>

第27条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

<混蔵寄託>

第28条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を終結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

<一括登録>

第29条 （削除）

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

<一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

<再投資の指図>

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

<資金の借入れ>

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<損益の帰属>

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<受託者による資金の立替え>

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<信託の計算期間>

第36条 この信託の計算期間は、原則として毎年2月8日から翌年2月7日までとします。ただし、第1計算期間は平成14年11月15日から平成16年2月9日までとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

<信託財産に関する報告>

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

<信託事務の諸費用>

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産の財務諸表監査に要する費用は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎年8月7日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末また

は信託終了のとき当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

＜信託報酬等の総額および支弁の方法＞

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

1. 信託契約締結日から平成17年9月30日まで ……年10,000分の25
2. 平成17年10月1日から信託終了の日まで ……年10,000分の22
- ②前項の信託報酬は、毎年8月7日（休業日のときは翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。
- ③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

＜収益の分配方式＞

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への払込みと支払いに関する受託者の免責＞

第41条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第43条第1項に規定する支払開始日まで、一部解約金については第43条第2項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜収益分配金の再投資等＞

第42条 収益分配金については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。

- ②委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第6条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計

算されるものとします。

- ④第3項および第43条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

<償還金および一部解約金の支払い>

第43条 償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ②一部解約金は、第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ④償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

<償還金の時効>

第44条 受益者が、信託終了による償還金について第43条第1項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<信託契約の一部解約>

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ②平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ③委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ⑤委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消することができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基

準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

- ⑦委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、第47条の規定を準用するものとします。

<質権口記載又は記録の受益権の取り扱い>

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<信託契約の解約>

- 第47条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

- 第48条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

- 第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

- 第50条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<受託者の辞任に伴う取扱い>

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更>

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<反対者の買取請求権>

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づき、受益権の買取を請求することができます。

<公告>

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.am-one.co.jp/>

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<運用状況にかかる情報の提供>

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

<信託約款に関する疑義の取扱い>

第56条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第19条の規定および受益権と読み替

えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第21条に規定する「金利先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第21条に規定する「為替先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成14年11月15日 (信託契約締結日)

委託者	興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
受託者	みずほ信託銀行株式会社

親投資信託
国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
約款

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。
- 3) 株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 4) 株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。
- 5) 非株式割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10%以下とします。
- 6) 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 7) 信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行います。
- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。
- 4) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 5) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。